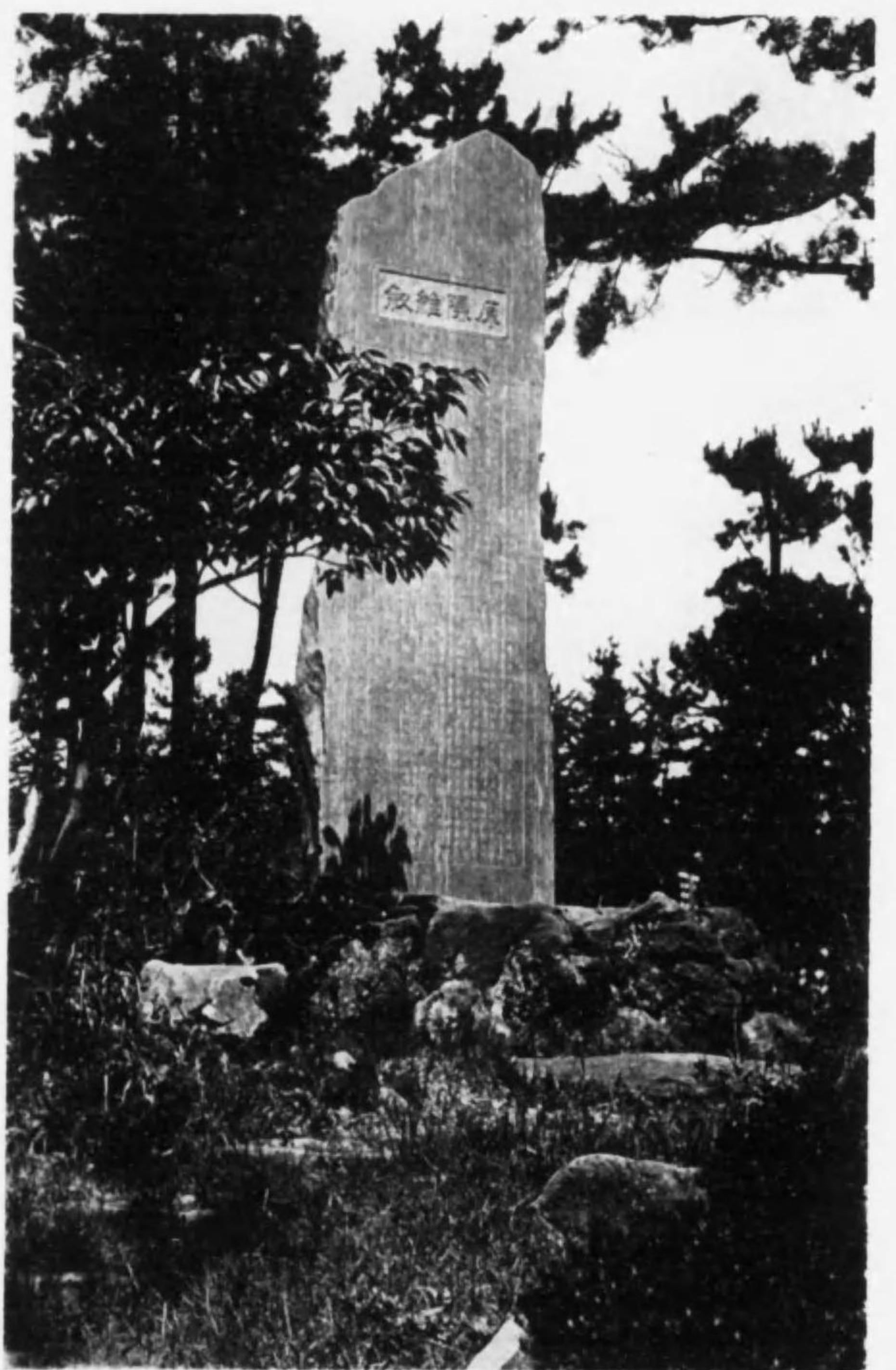




始



牛津 261
20



碑念記理整地耕村日西



長谷地溜池



大揚揭(舊)



西ノ澤溜池



大揚揭(新)



(廢荒の田猿小年三正大 四其) 業林



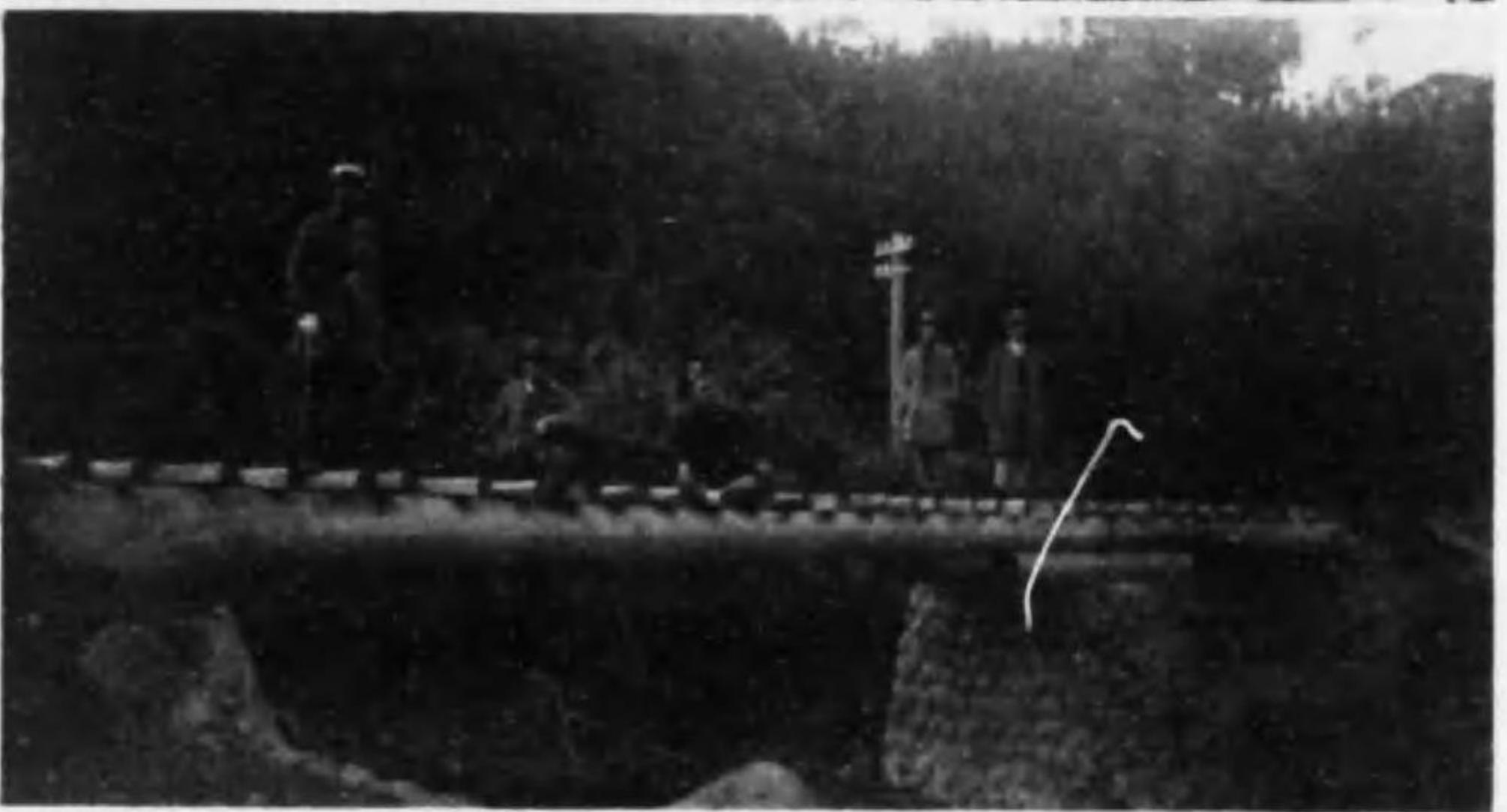
(相林の在現上同) 業林



林業(其一、荒田事務所)



林業(其二、學林)



林業(其三、森林軌道第一區第三橋梁工事中)



上
高屋街道の一部
沼田街道の一部



→
高屋街道の一部
沼田街道の一部



(状現の復回後業施年七和昭上同) 業林



(廢荒の林安保年三正大五其) 業林



西主講堂



西主樓現校舍全景



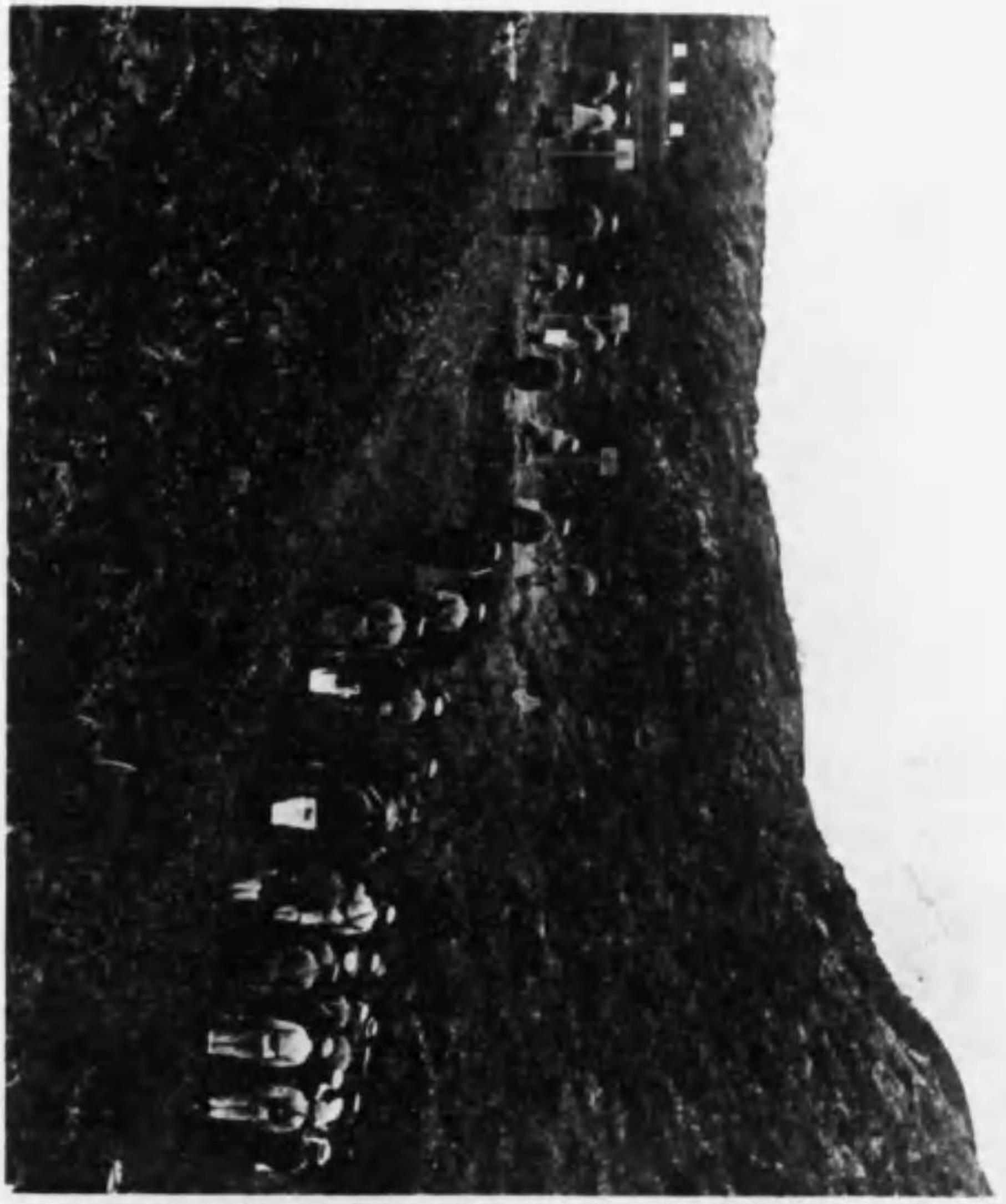
同上實地習習場(小學級)



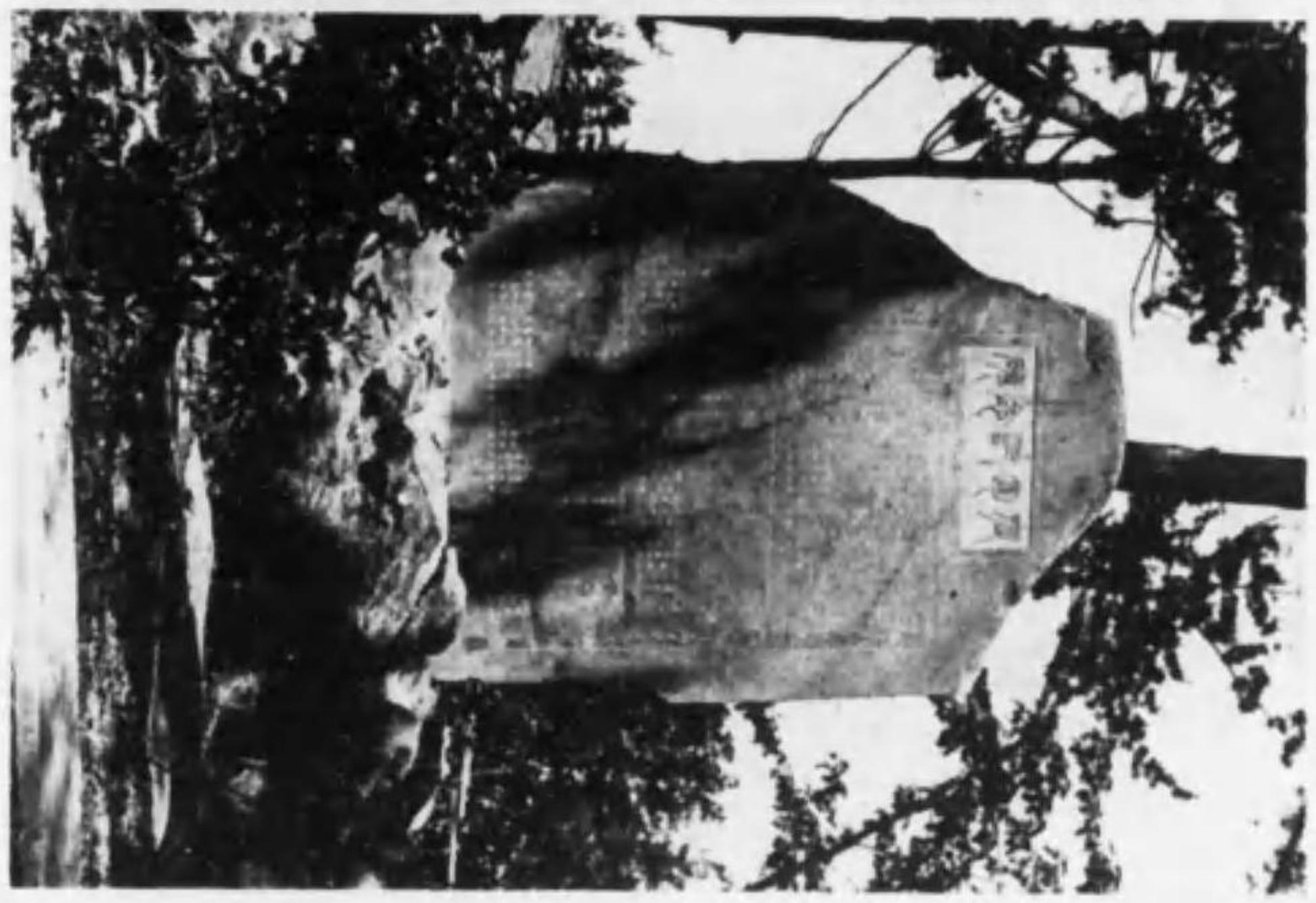
同上(金山西在シリ舍舊)



海 士 利 士 女 潤 道 諸



在 軍 人 分 會 實 彈 射 會 上



西 日 村 從 軍 紀 記 念 碑

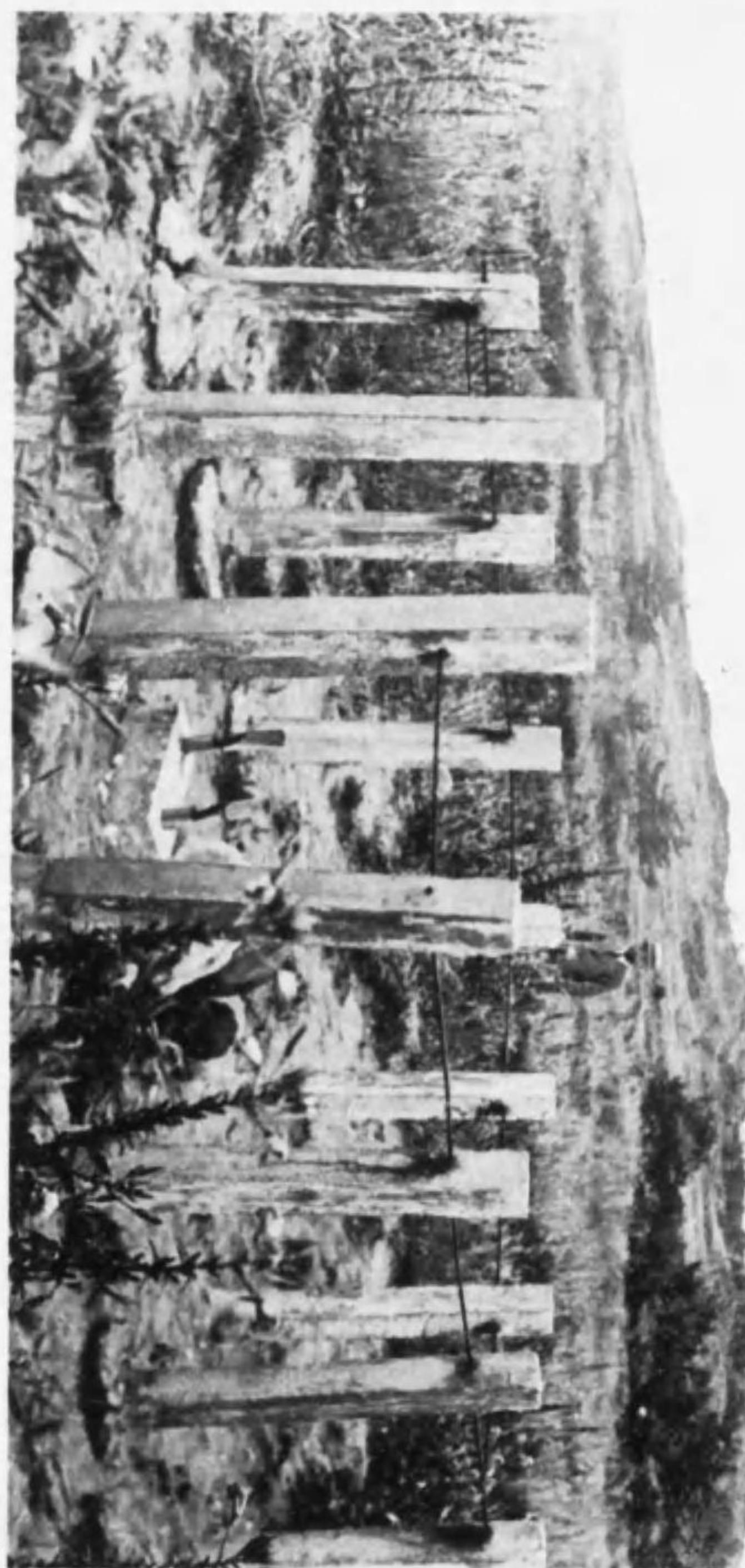
西目村の話 後篇(下)

目次

教 育
小 學 校	(1)
西目農業補習學校	(2)
木 產	(3)
農 業	(4)
林 業	(5)
副 水	(6)
土 產	(7)
農 業	(8)
林 業	(9)
副 水	(10)
產	(11)
業	(12)



西目村の話 後篇(下)



産業

本村の産業は、農業と漁業とが主でありまして他は殆んど言ふに足らないのであります。就中農業は生産額からいっても戸数からいっても大部分を占めて居るのであります。而してその農業は稻作の單一農業でありますから、稻作の豊凶、米價の高低は、直ちに一村の生活を支配し、經濟の基準となつて居るのであつて、未だ原始産業の域を脱しないのであります。而して之を改善する

佐々木孝一郎述

西目村の話 後篇(下)

西目青年訓練所(八〇)
社会教育事(八二)
兵衛生(八九)
前篇補遺(一〇四)
結論(一四)
編後(一四)

爲めに最近大いに努力を致して居るのであります。それは順を逐うて述べることに致しまして、先づ産業状態を概観することに致しませう。

第一 職業別の種類であります。

(昭和七年四月一日現住戸数六四五戸)

一、農業	二、漁業	三、工商業	四、農業	五、自作業	六、其他の業
内自作	小作	自作兼小作	業	業	(官公吏数)
三九八戸	八三戸	二五五戸	一三五戸	二一戸	六〇戸
			一六戸	三四戸	四一戸

以上の通りで、農業は全體の約六割を占めて居り、工業は大部分

農業若くは漁業を兼ねたものであります。
第二は生産額でありますが、昭和六年の總額は二十萬二千九百円でありまして、其内譯は

一、農産物

一一六,五〇三圓

一三,九〇二圓

七,二五四圓

二,九六三圓

一,〇一〇圓

九六三圓

八,五三五圓

米 煙 菓 林 営 農 作 作

飼 飼 貿 春

沿海漁獲物

出稼漁獲物

六,八二一圓

三四,〇五八圓

で、詳しくは「經濟」の項に掲げてあります。

二、工產物

米 煙 菓 林 営 農 作 作

飼 飼 貸 春

沿海漁獲物

出稼漁獲物

六,八二一圓

三四,〇五八圓

一、農產物

猶産業の盛衰並に、二十年前との對照を別表に掲げます。

產業ノ盛衰

種類	進歩シタル種類	農産物	副業	水產
別	進歩シタル種類	米 薔 蘭 依 裝 種	甘 菸 木 養 菈 炭 獵	養 殖 出稼漁業
進歩シタル種類	退歩シタル種類	大麥豆根類	大麥豆根類	大麥豆根類
種類	退歩シタル種類	穀類	蘭依裝種	駒贊

農產物及變遷

種別	年度	昭和六年大正元年									
		大豆	小豆	粟ソ	甘馬	麥	梅	柿	ブ	豌	キ
豆	度	一六〇	二三	一	七	二五〇	一九、二五〇	四、一四〇	六六	一五〇	四四〇
豆	數	八石	八石	七	一	一	一	一	六六	一五〇	三三五
豆	量	一六〇	三四五	一二	二五〇	二五〇	二、五〇二	六二一	一一二	四八	一七六
豆	價	八石	八石	一	二	三	三	三	三	三	三三五
豆	額	二、〇八〇	二、〇八〇	一	一	一	一	一	一	一	一〇四
豆	數	八石	八石	五〇	五〇	五〇	九、〇〇〇	三〇二	二八八	一、四七二	一〇、五〇〇
豆	量	一八四	三〇	一八	一八	一八	三三〇〇	三〇〇〇	二九	一〇、五〇〇	一〇、五〇〇
豆	價	八石	三〇	三〇	三〇	三〇	九、〇〇〇	三〇二	二九	一、四七二	一〇、五〇〇
豆	額	一、二八八	一七一	一七一	一七一	一七一	六〇〇	三九六	一四五	二〇一	二二〇
豆	數	八石	三〇	三〇	三〇	三〇	六〇〇	四五〇	一四五	二〇一	二二〇
豆	量	一八〇	三〇	三〇	三〇	三〇	六〇〇	三九六	一四五	二〇一	二二〇
豆	價	八石	三〇	三〇	三〇	三〇	六〇〇	四五〇	一四五	二〇一	二二〇
豆	額	一、二八八	一七一	一七一	一七一	一七一	六〇〇	三九六	一四五	二〇一	二二〇

苹 梨 莴 菜 苘

果 麻 種

一七六 六四八 四〇八 一八 八〇〇
八八 三二〇 二四〇 買 三石 五、六〇〇 買

卷之三

次ぎに先づ農業に關する事柄から述べやうと思ひます。
稻作改良に就いて最も效果を擧げたものは（一）乾田馬耕（二）
耕地整理（三）灌漑設備（四）排水（五）生産米検査等で、耕種技術の
進歩向上には村農會の施設も亦大に力があつたのであります。
現在の西目村の耕作の方法を見ては、若い人々はこれを昔から
の方法だと思ふかも知れませんが、茲四五十年前までは、今も本郡
の山間部で見るやうな水田で、泥田の中で頭から泥を被つて耕作
をして居つたものであります。其時代には勿論馬で田を打つなどといふことは少しも知りもせず、考へても居りませんでした。
現在の耕種法は暖國式の耕種法であり、系統的にいへば九州の福

二
大正三年鰐大齧絶え始める
二
三歳ニシテ鰐越境ナキ外大陸出

種別	年 度	昭和六年								漁 法	
		カイ ツワ ラフ シ	サカ バラ ン	タサ カタ ラ	タフ カ(サメ)	タマ ヒ	マサ ケ	ハタ タス	マハ タ類	貝類 他魚類	
一、六〇〇	百	三〇	七〇〇	二、一二〇	三、九〇〇	一五	二〇	八一	二一、六六〇	二二、二一〇	一一〇
三二〇	百	一五	二八〇	五三〇	五八五	三〇	二〇	二〇二	一、一六六	二、一六六	七〇
二〇〇	百	二〇	七〇〇	一〇〇	四、五〇〇	一〇〇	二〇〇	一七五	五〇〇	五〇〇	五〇〇
四〇〇	百	二〇	一四〇	六四	一、八〇〇	六〇〇	一二〇	九六	二五	二五	二五
流網、地曳網		延網	延網	手網	建網	建網	手網	綠網	綠網	手網	

岡式の耕作法であります。それがどういふ譯で現在のやうになつたかといふことを次にお話申上げます。

明治二十四年酒田の本間家で筑前の國早良郡の老農伊佐治八郎といふ人を農業教師に聘して、遊佐村の千代田といふ所に模範田を設け、初めて乾田馬耕を奨励しましたが、その成績が非常に良かったのであります。その伊佐といふ人の弟子の早藤富藏、齋藤源之助、その他の人々が澤山本郡に入り込んで、此方法を傳へたものであります。早藤富藏は、渦端の今、の停車場前、の處を開墾したことがありますし、齋藤源之助は、平澤の齋藤宇一郎の指導教師でありました。この人達の弟子が渡邊角治、佐々木文治、三浦與三郎、森井善次郎、佐々木春吉、三浦彦助等で、率先して馬耕の傳習をうけ、三十二、三年頃から、は盛んに馬耕をやつたのであります。

一方明治二十六年には、郡立農事試験場が設置せられ、畠山左吉

郎が指導教師として乾田を奨励せられましたが、水利の便に乏しき本村は、禍が反つて福となつて、急速に乾田となり、明治三十八年外全部乾田となつたのであります。

尤もこの以前に、井岡部落の住吉佐平なるものが、巡禮六部に就いて越中附近の耕種法を學び、川袋の自己所有の田地に對して、地下水を排し、再耕を終へて後、灌漑し、代搔きを爲して播秧し、之を試みたる所成績大いに良好で、明治十六年頃から漸次人目を引くことになりますが、今現に行はれて居りますのは、前に述べました通り、全く福岡式乾田馬耕であつて、これを吾が西目村では、郡内否に於いても最も卒先してやつたものであります。

次^つは耕地整理^{かじきせいり}であります。

日露戰役^{ひるせんじぎ}後、戰爭^{せんそう}に依つて受けたる經濟的^{けいざいてき}打擊^{だげき}を開^{ひら}する爲めに、國家^{こっか}は大^{おほ}に產業^{さんぎょう}を獎勵^{しょうりょう}し、本縣^{ほんけん}に於ても戰後產業獎勵委員^{せんごさんぎょうしょうりやいん}といふものを設けて各般の產業に獎勵^{しょうりょう}を加へたものであります。耕地整理^{かじきせいり}も亦その一であります。これは農事改良^{のうじめんり}上に非常^{非じょう}の效果^{こうか}を挙げたものであります。その詳細^{じょうしあん}は耕地整理^{かじきせいり}沿革^{えんが}誌^{しへい}が出来て居りますから、茲^こには之^{これを}省略^{しやうりやく}いたしまして、左に記念碑^{きねんひ}の碑文^{ひぶん}だけを掲げます。これに依つてもその梗概^{こうがい}を知ることが出来ると思ひます。

猶海士剝^{よし}の佐々木佐吉^{さざき}は個人で明治四十五年頃^頃、字後澤^{ごさわ}一町六畝十一歩の耕地整理^{かじきせいり}に着手し、(設計者秋田縣農業技手吉川清助)工事費六百拾圓參拾錢^{さんじゆうせん}を費し、一ヶ年で工事を完成いたしました。

記念碑々文

一、表面篆額「原隔離叙」

西日村子吉村聯合耕地整理記念碑

近來我國諸般の興業と共に農事革新の事業亦倉然として起るに際し本村其の趨勢に伴て有司之を勸奨して耕地整理事業を發起するに至れり乃ち縣廳より技師を派して實查し明治四十年九月十三日其設計書を交付せられ其の十一月五日農商務大臣より發起認可を受け同二十三日總會を開き委員長並に委員十七名を選びて工を起し縣吏之を監督し拮据^{きつきゆ}三年にして工事略成るを見る四十三年十二月八日耕地整理法の改正に因り組織を變更して組合制となす大正五年四月一日組合長死去せるを以て同年五月十一日役員の改選を行ひ現組合長就任し新に優秀の事務員を任用して銳意努力し竟に完成を告ぐるに至れり十一年四月一日換地處分に就き總會を開き原案を可決し六月三十日知事の認可を得たり其他村界字界の變更字名改稱地價配賦國有地無償交付及民有地を國有地に編入の認可等皆豫期の如く進行し十二年一月十七日換地の登記完了せり抑も本組合は組合員四百八人整理前の民有地總面積四百十一町二反八畝四步其の利用面積三百

一四

大正十二年五月三十日

前農商務大臣正四位勳一等 河野廣中兼領
秋田縣農會副會長從七位勳三等 斎藤一郎攝

表彰狀

西目村子吉村聯合耕地整理組合

各般ノ施設經營宜シキヲ得組合員克ク協調相率キテ耕地改良水源涵養等ノ大業ヲ完成シ地方產業ノ爲貢獻シタル功績顯著ナリ仍テ置時計壹個ヲ授與シ茲ニ之ヲ表彰ス

昭和四年二月十一日

秋田縣知事正五位勳一等 錦沼 嶽

溜池と大

それから米作收穫の増進に著しき效果を擧げたものは、灌溉設備の改善であります。耕地整理は出來て田地の區劃は整齊され、道路水路が縦横に通じたけれども、元來灌溉用水が不足の爲めに、毎年田植後水引きの爲めに幾十日も野天に起臥して水番を爲し、蚊に喰はれ蚤に蟄され小便の色まで變るといはれる程難儀するのみならず、連日連夜の疲勞の爲め神經が亢奮して居るから、些の事でも水喧嘩となり、暴力沙汰を惹き起すなどといふ事は珍らしくなかつたのであります。そこで灌溉設備の改善には非常に意を

注いだのであります。まづ大堰川袋堰の大幹線には水路の高低を均らし、堤防を修繕し、分水及び水門を設け大堰の如きは取入口に完全なる工事を施し、水視係を設くる等の施設を爲し、最も難儀だと言はれた新堰は、今年三千圓を以て水路の修繕工事を行ひ、諸所に永久的工事を施し、最も完全な水路としたのであります。尙ほ實際に於て水の不足なことを認めまして、溜池の新築改築等を行なったのであります。その最も大なるものは長谷地の溜池であります。位置は院内村馬場字冬師山一番及び長谷地で、これは國有地を無償で借りたのであります。その面積は約十五町歩、工事費は三萬四千七百圓で、大正十二年から着手して昭和元年に竣工したのであります。その水量は約六萬立坪と言はれ、八十日間の灌溉を爲し得る施設であります。この溜池を築くに就いては、隨分色々な面倒な問題が起つたのですが、未だこれを發表する時

期ではありません。只最も此事に盡力せられた齋藤宇一郎代議士の書簡の一節を左に掲げますから、以てその全豹を推して頂きたいと思ひます。次ぎは東溜池の工事であります。東溜池は初めて鬼ヶ澤に築いたのですが、三四回破壊いたしまして、その見込が立ちません爲めに、大正十五年（昭和元年）に齋藤太七の發意により、耕地整理組合評議員全部打揃うて實地調査をなし、西目村の地積でありますが子吉村の所有地でありまする柳澤一番ジヨリコ井戸附近が適地であると認めまして、子吉村と交渉をなし、柏木澤の村有地五町八反歩を子吉村にやり、子吉村から溜池敷地五町歩と交換して、昭和二年から昭和三年迄二ヶ年で一號と二號の二つの溜池を築いたのであります。水面積は四町歩で、工事費は一万七千四百圓を要したのであります。次ぎは西の澤の溜池であります。昭和六年に失業救濟資金

七千圓を借りまして、新設に着手いたしましたが、未だ工事は完了いたしません。此の水面積が約一町二反歩で、水量は八千六百三十立坪、灌漑面積は約二十五町歩の補給水の目的であります。其外に之れが完成しますると、約二町歩の畠地を水田とすることが出来る見込みであります。その他碁石、釜ヶ澤、新林の溜池等の修繕及び源太郎幅溜池の新築等を爲したのであります。尙ほ本村としてはこれ以外に沼田前に約三十町歩子吉村の地内であります。害を受け所がありますので、前者に對しては小股に新たに溜池を造り、後者に對しては現在の龍ヶ森溜池を増堤する積りであります。これで灌漑水の方は間に合ふのであります。

文政年間西目潟を開墾した際、それに灌漑する爲めに大揚といふものがあつたのであります。木造で随分うまい考案をしたも

のでありまして、淵名孫三郎が舊藩の威令によつて御用大夫を使つて拵へたもので、當時人柱を樹てたといふ噂までありました。その後數回修繕を加へ、明治四十二年耕地整理組合に於て基礎工事を残して上部だけ改築をいたしましたが、漏水多くて用に立ちません爲めに、大正十三年改築工事を起したのであります。埼玉縣元荒川の工事を手本とし、鐵筋コンクリートで、六聯のアーチの水門であります。設計者は縣の耕地課技手菊地竹一郎であります。工事は直營で施行し、百日間で大體は出来ましたが、完全するまでには四五年の間補修工事を行ひまして、工事費は約二萬五千七百圓を要し、灌漑面積は約八十町歩であります。

齊藤宇一郎氏の手紙

前略貴島營林局長より今朝別紙の通り報導有之候間御了承被下度是れにて積日の懸案解決を得候得共之れより大馬力にて速に御完成稻作上的一大問題を除

去せらる様熱望致候 早々

大正十四年九月九日

佐々木孝一郎嚴

貴島營林局長より齊藤宇一郎への手紙

齊藤宇一郎

拜啓

初秋の候益々御清穆の段奉慶賀候

陳者豫て御話有之候山利郡西日村並に院内村出願に係る畠地敷地貸付の件は其後種々調査の結果貸付差支なき旨本莊營林署へ通知致置候に付御了承相成度尙詳細の手續等は營林署に於て取扱ふことと相成申へく候右不取敢御通知申上度如斯御座候 敬具

大正十四年九月八日

貴島圭三

本村耕地の下半部は、西目潟を干拓して耕地としたのでありま

すから、低地で海面との差が約四メートルに過ぎず、少し雨が降ると忽ち氾濫し、而もそれが稻作の最も重要な開花期に多いので、収穫が皆無となることなども屢々あつたのであります。この被害を除く爲めに、前には、宇乙助淵に逆水門と云ふ渡邊文吉の考案になる珍らしいものがありまして、洪水があると水門の扉が西目川の方から人手を借らずに自然に閉ぢ、水が退けると自然に開く自在戸の仕掛けがあつたのであります。が、更に明治三十二年以來、海士剝川普通水利組合を設けて、年々西目川下流の浚渫をなし來たつたのであります。ところが耕地整理の時に此の水利組合は事業を中心として、その後、組合は消滅の形になつて居りますが、代りて耕地整理組合では毎年西目川の浚渫をして居るのです。而して大正八年以來昭和六年迄十三年間支出しました経費は累計三千六百九十四円に達して居るのであります。

尚ほ直接の仕事ではありますけれども、被害を除去する爲めには、常に深く意を須みて着々改善に力めて居ることは御承知の通りであります。

大正十一年鐵道の工事に當つては、色々當局と折衝の上、西目川に架けたる鐵橋の桁間を廣くすることに努力し、最初の設計では現在の川の右岸に今一本の橋脚を造る筈であります。が、これを止めまして、國道上の橋脚より直ちに左岸の橋臺まで橋桁を渡すことにして、また昨年は右岸の石垣の取揚げをいたしました。國道の西目橋の橋臺の土留が木造で川の中に出張つて居つたものを川幅を擴げることに努力いたしました。猶機會ある毎に縣の西目に色々交渉して右岸は大正十四年、左岸は昭和二年に石垣とし、川幅を擴げることに努力いたしました。穀物検査のお蔭

が大なるものであります。明治三十八年、秋田縣に於て輸出米検査を施行いたしましたが、明治四十三年に森正隆知事は更に之を擴張して生産米の検査も行ふことにいたしました。その結果米の收穫の統計が確實となり、又生産米の改良が著しき效果を收めて居ります。本村には生産米検査出張所が置かれ、検査員は佐々木末治、三浦久米次郎、三浦幸吉(子吉村)の順で、現在は木内金作(現等)が検査員をして居るのであります。(検査施行以來の本村の検査)

俵數は經濟の項を御覽願ひます。

右衛門であります。

明治三十三年農會令の發布に伴ひ、會則を變更して西目村農會と改め、大正十二年農會法制定せられ之に據つて會則を變更して現在に及んだのであります。

四十二年には、郡農會長より成績優秀の廉を以て村農會長、三浦和三郎が表彰せられ、四十四年には同郡農會長より事業經營施設優良の廉を以て表彰を受け、金七圓を授與せられ、昭和五年秋田縣農會主催第五十回種苗交換會に於いては、本村より出品せる水稻が一等賞の首位を以て授賞せられたのであります。

村農會の役員並事業の概要は左の通りであります。

村農會役員氏名並就任年月日

會長	副會長	技術員
就任年月日	氏名	就任年月日
明治二十四年四月 逸見勝四郎	二四年四月 齊藤與右衛門	大正七年四月 三浦政吉
二四年四月 齊藤與右衛門	大正七年四月 三浦政吉	

一一一														
二一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九			
一、九五三	一、五五四	一、五四三	一、五五四	一、四五三	一、四五四	一、四五五	一、四五六	一、五六四	一、五七一	一、五八七	一、五九四	一、五九五	一、五九六	一、五九七
四三八	四一一	三四六	一四〇	一二七	九七	四〇	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
耕種技術獎勵	作業能率增進獎勵	新苗代品評會、技術員設置	青年團支部農事獎勵	堆肥品評會、農事研究會、採種園設置、會報發行	代搔傳習、雁爪傳習、害蟲鳥驅除、野鼠驅除	水稻立毛品評會、短期農事講習會	樹苗圃	堆肥品評會、稻米品評會	稻米品評會	代搔傳習、雁爪傳習、害蟲鳥驅除、野鼠驅除	水稻立毛品評會、短期農事講習會	樹苗圃	稻米品評會	農事觀察、模範田

年 次	村農會事業及經費												
	經 費				基 本 全				新 規 及 特 殊 事 業				
明治三 三三三三 八七六五四三	大正一 一二、四 四四、一 同田武敏	大正一 一二、四 四四、三 同田勝多郎	大正一 一二、四 四四、三 鷺島菊三郎	昭和二 二二二一 同									
明治三 三三三三 八七六五四三	大正一 一二、四 四四、一 同田武敏	大正一 一二、四 四四、三 同田勝多郎	大正一 一二、四 四四、三 鷺島菊三郎	昭和二 二二二一 同									
一、一、一 一一一													
三三、四 三五、一 三八、一 四〇、一 四四、一 同田勝多郎	三三、四 三五、一 三八、一 四〇、一 四四、一 同田勝多郎	三三、四 三五、一 三七、一 四〇、一 四四、三 同田勝多郎											
佐々木勇太郎 逸見勝四郎 今村基一 齊藤與右衛門 佐々木勇太郎 今村基一 齊藤與右衛門 佐々木勇太郎 高山雄兵衛 和賀市藏 中金藏													

林業

本村に於ける林政上、今日まで最も意義あるものは、第一に國有林野の下戻及び拂下であり、第二は部落有財産の統一であり、第三は植林であり、第四は森林土木であります。民有林の如きは僅かに杉の植栽をなしたるものを見受けたるものにて、依然舊習を脱

せず、従つて何等特筆すべきものはありません。
明治九年地租改正當時に於て官有地として取調をなしたる(小面積の介在地を除き)主なるものは左の通りであります。

川東地内

上幅二十三番

十八町六反五畝十二歩
百三十五町四反一畝二十七歩
四十五町歩

大森臺三十七番

百町歩

ク 三十八番

貳十七町四反四畝三歩
十五町八反七畝二十三歩

柳澤一番

十八町六反五畝十二歩
百三十五町四反一畝二十七歩
四十五町歩

蛇場見六番

十五町八反七畝二十三歩

荒田八番

六町二反四畝二十九歩

大森臺三十七番

五町一反三畝二十九歩

川西地内

柳澤一番

六町二反四畝二十九歩

濱田四番外八筆

五町一反三畝二十九歩

海岸方面

海岸砂地

六町二反四畝二十九歩

昭和一、一、一	七六五四三二五四三	一、五四〇	五六六
一、五八六	二、〇〇九	一、五三九	六四〇
一、五八六	二、一〇三	二、〇〇九	七六四
二、〇〇九	二、二六八	二、一〇四	八九四
二、〇〇九	二、〇七八	二、〇七八	九五七
二、〇〇九	一、九〇五	一、九〇五	一、〇八〇
二、〇〇九	一、四〇六	一、三二七	一、二〇〇
二、〇〇九	同	同	同

五二六	東立廢止、肥料試験	二八
六四〇	同	
七六四	共同作業獎勵、生産費資料調査	
八九四	實行組合獎勵、病蟲害驅除、多収穫品評會	
九五七	優良品種普及獎勵	
一、〇八〇	養兔組合獎勵農談會	
一、二〇〇	同	
一、三二七	同	
一、四〇六	同	

東立廢止、肥料試験
共同作業獎勵、生産費資料調査
實行組合獎勵、病蟲害驅除、多収穫品評會
優良品種普及獎勵
養兔組合獎勵農談會

ク二番
ク七番

八町八反歩
九町九反一畝八歩

新道下三番

二十四町歩

海士剣道一番

十二町歩

御月
天井坂頭

六町七反五畝二十歩

其後明治三十二年、國有林野下戻法が可決せらるゝや、翌年六月二十八日附を以て上幅及大森臺を、西目村の内西目、出戸沼田の三部落へ、柳澤一番は西目村の内西目、出戸沼田、平澤町の内兩前寺の四部落へ下戻の申請を致しましたが、三十五年十月四日農商務大臣から柳澤は下戻の件聽届け難しとの指令に接し、三十六年十二月四日上幅二十三番も亦不許可となりましたが、種々折衝の結果

大森臺三十七及三十八番は下戻の目的を達し指令に接したのであります。此處に於て三十五年十月二十七日蛇場見六番、荒田八番は金千八十三圓二十七錢三厘を以て特賣を受けて學校基本財産と爲し、柳澤一番は子吉村と共同して面積四分の一を子吉村に、四分ノ三を西目村に分割し、共同して特賣を申請し三十八年十月十一日許可を得、西目村は之を村基本財産に編入したのであります。此代金千八百九十五圓八十六錢六厘であります。又上幅二十三番は同年十月十六日特賣の許可を受け、村基本財産に編入しました。代金は三百十七圓十一錢八厘であります。
海岸方面の濱山及び新道下は、明治二十七年中豫約拂下を出願してあつたにも拘らず、如何なる次第でかこの時には下戻を出願しなかつたのであります。出願すれば十分の確證あること故必ず許可を受けられたことと思はれますが、當時關係ある出戸沼田

の主腦者に熱が無かつた爲めにその運びに至らなかつたものではないかと思ひます。それで、これは後で海士剝の天井坂や大堰頭と同じく、農林省主管の國有林野に編入されたので、今日の營林署の管轄になつたのであります。

出戸字濱田四番外八筆は明治四十年三月三十日豫約拂下の許可を得て大正三年十一月七日村有となりました。この代金は百九十四圓七十三錢五厘であります。御月森はしばらくの間脱落地になつて居りましたが、先年村と海士剝部落とて拂下を爲し、又海士剝道下は一部は國有林野に一部は海士剝部落と村に拂下げられたのであります。村の先輩諸君がこの大英斷をやりましたことに對しては大に敬意を表さなければなりません。特に大森臺約百五十町歩の無償下戻に關しては、時の當局も餘程の苦心をされたことと思ひます。この仕事は初めは逸見勝四郎の時代で、

特賣を受けたのは今村基一の時であります。次ぎは部落財産の統一であります。明治四十四年部落有財産の統一を計ることとなり、種々研究調査の上、出戸沼田、西目の部落の共有原野並に西目村の内、西目沼田、出戸の三部落並に平澤町兩前寺との四部落有原野は全部之を統一することに決し、遂に同年六月二十一日村會の議決を経て、左記の通り村基本財産に寄附せしめたのであります。

西目、沼田、出戸、兩前寺より寄附したるもの

一反四畝二十六步

二反五畝十一歩

三百四十二町八反八畝十三歩

原 野

原 野

同時に平澤町兩前寺部落に對しては入會權を解消し、同部落に

十二町六反六畝二十歩の原野を分割したのであります。その後大正三年には再び残餘の財産全部を村に寄附せしめ、同時に無財産の部落よりは夫れく相當額の寄附金を得たのであります。その財産は左の通りであります。

	田畠山原	雜種地	野林	田宅荒地	株式会社金
四反十六歩	三町一反六畝八歩				
六十七町六反七畝九歩					
三十七町九反九畝二十一歩					
八畝步					
二百二十一坪					
九畝十三歩					
三百四十圓					
五十圓					
二千七百十七圓五十五錢二厘					

次ぎは植林の計畫でありますが、先きに拂下げました柳澤一番

植林計畫

並三番に蛇場見六番の拂下地を主とし、荒田八番同九番大森臺三十八番の内若干を包含した面積百五十五町五反五畝二十六歩に縣模範林を設定し、明治四十年より植栽に着手し、終に之を完成しましたのであります。初め縣模範林は、地元に於て土地を提供し、手入保護と租稅とを負擔し、主伐木の收入五分と間伐收入の全部を村所得といふ契約いたしましたが、昭和二年私が縣會議員の時に、縣三分村七分に分收歩合を更改したのであります。荒田八番には、學林として明治三十九年秋から杉の造林を行ひましたが、部落財産の統一に依り、大正貳年三月之を合法的に全部の施業案を編成せんとして、まづ管理區分を定めたのであります。縣からは林業技術手田中清が出張して管理區分並に施業案の編成に従事され、その結果、

放牧地としては 三百七十九町一反二畝十一歩
探草地としては 五百十四町八反歩

四十一町六反二畝十九歩

であつて、營林地は更に之を五團地に分けたのであります。而して大正二年六月測量を了へ、大正三年三月二十日管理區分を認可せられ、大正七年九月十八日施業案の認可になつたのであります。その後昭和五年縣の林業技手黒澤持恭の援助を得まして、第一次施業案の検訂をいたしたのであります。が、その結果を申し上げますと左の通りであります。

杉の造林地	百八十町三反一畝步
松の造林地	百五十町四反五畝二歩
學校演習林	十四町四反二畝十五歩
雜木林	三百二町一反八畝六歩

之を合計いたしまして、六百四十七町三反六畝二十三歩であります

すが、その他に

縣模範林
保安林

百五十五町五反五畝二十六歩

百九十七町七反九畝步

の別途に施業案がなつて居りますから、合せますと壹千町七反一畝十九歩の造林地を持つて居ることになります。而して

放牧地は

百六十一町八反六畝十六歩

探草地は

百八五町九反二畝二十六歩

部分林設定地

十二町七反九畝二十二歩

等になつたのでありまして、これに植栽になりました現在の樹種は、基本財産の項で述べた通りであります。即ち合計三百四十三

萬四千五百五十六本であります。實に急速なる進歩であります。明治二十七年の調査に依りますと、村内全部で、雜木を除き十一萬二千本となつて居ます。其内譯は

村有林施業一覽表

利用
林木の

誠に今昔の感に堪へないのであります。尙ほ雑木林の利用に就いては、村行製炭事業を實施して居りますが、その成績は左の通りであります。

村有林の林木が成長いたしまして、段々間伐木の大さいのが取

新植費ハ秋田縣ノ負擔ニシテ保護手入費ハ本村ノ負擔ナリ
二、秋田縣ニ於テ負擔セル補植ニ關スル費用ハ合マス

卷之三

卷
考

縣模範林施業一覽表

一、造林費ハ新植初年度ノ費用ニシテ手入保護費ヲ含マス
二、村替樹苗圃產出ノ苗木ヲ用ヒタルモノハ時價ニ換算シテ計上セリ
三、大正十四年ヨリ昭和五年マテ雜給七、二五六圓六八〇支出セリ
四、明治四十年ヨリ昭和六年マテ補植及保護手入費二九、五三七圓一六五、支出セリ
五、財產ノ項立木本數ハ本表植栽本數ヨリ間伐除伐本數ヲ控除セルモノナリ

れるやうになつたので、その運搬の爲めに、是非林道の改修をしなければならぬ必要に迫られてまゐりました。

て、昭和五年の六月には、鴻保の大森から荒田迄二千二百間の車道を造ることにいたしまして、村からは約六百圓を支出し、關係部一戸に付二人づゝの夫役を寄附して、兎も角自動車の通れるだけの道を掩へたのであります。それが爲めに荷車が通じて、間伐木の運搬が容易になつたのであります。

昨昭和六年は、經濟界の非常な不況の爲めに、村民の困憊は甚しかつたので、政府から失業救濟資金三萬圓を年三分六厘の利子で五ヶ年据置二十五年々賦償還といふことで借り受けまして、西目驛から荒田まで五哩二分の軌道を布設したのであります。軌條は十二封度で、手押のトロリーを用ゐるのであつて、軌間三十吋

道幅は二メートル、勾配は最急二十三分ノ一、カーブが極めて緩やかで理想的の線路であります。四月一日から起工して十一月十日に竣工を見、工事費は三萬圓で間に合ひました。之に失業救濟の爲めに使用しました人夫の延人員は約三萬人であります。設計に従事したのは、縣技師鈴木昌三、技手黒澤織四郎、中谷邦武の三氏で、當初倉林林務課長も實地踏査を行はれたのであります。そして千間の間、車馬道を改修し、橋梁五ヶ所を架設したのであります。又荒田から鰐ヶ澤まで約二哩の間は、既に軌道の設計が出来て居るのであります。が、経費の都合上、中止して居ります。参考のために軌道の使用料條例を左に掲げます。

西目村森林軌道使用料條例

第一條	本村ハ本條例ノ規定ニ依リ森林軌道ノ使用料ヲ徵收ス
第二條	森林軌道ノ使用料ハ左ノ區別ニ依ル
一 木 炭	一米、鹽、金肥、壹俵
二 木 炭	壹俵、三十五匁、金參錢
三 セ メ ン ト	五十匁ニツキ、金參錢
四 石 柱	ケンチ石、壹個
五 枕	庭石、用材石、壹個
六 木 材	木材、薪材、裏込玉石、砂利、土、壹車
七 柴、枝葉、稻、肥料、林、葦	壹車、壹挺
八 其 他	壹回、壹車、壹車、壹回
	金、金、金、金
	拾、拾、拾、拾
	前各項ニ準ス
	各項混用ノ場合ハ各別ニ使用料ヲ徵收ス
	六寸以上 金、金、金、金
	壹回、壹回、壹回、壹回
	五、五、五、五
	錢、錢、錢、錢
	金、金、金、金
	壹回、壹回、壹回、壹回
	五、五、五、五
	拾、拾、拾、拾
	錢、錢、錢、錢

- 第三條 壱車ノ積載料ハ千五百匁以内トシ一往復ノ使用料ニシテ金參拾錢ニ充タサル場合ハ金參拾錢トス
- 第四條 使用時間ハ日出ヨリ日没マテトス
- 第五條 故意又ハ過失ニ依リ設備ヲ破損シタルトキハ修繕ヲ命シ又ハ費用ヲ徵收スルコトヲ得
- 第六條 詐偽其他不正ノ行爲ニ依リ使用料ノ徵收ヲ免レタル者ニ付テハ第二條料金ノ二倍ニ相當スル金額(其ノ金額五圓未満ナルトキハ五圓)以下ノ過料ヲ科ス
- 第七條 詐偽其ノ他ノ不正ノ行爲ニ依リ使用料ノ徵收ヲ免レントシタル者ニ付テハ金五圓以下ノ過料ヲ科ス
- 第八條 本條例ニ必要ナル細則ハ村長之ヲ定ム
- 第九條 本條例ハ昭和六年十二月一日ヨリ之ヲ適用ス
- 附 則
- 本村の副業としては、畑作、家畜、養蠶、養鷄、藁工品等、あります。

先づ畑作から申しますと、耕作反別が八十三町七反二畝一步で、明治九年から見ますと、八町歩の不足を見て居るのであるがこれは第一勞力の割合に利益の少しこと、第二は田地に比して肥料を多量に要すること、第三は麥等の雜穀の混食をなさぬ様になつた結果、畑は漸次顧みられなくなつた爲めであります。現に畑の小作の如きは、田地を付けて貸さなければ借り手がないといふ有様で、昔は大森臺といへば西目大根の產地でありましたが、今は全く荒れて松林に變つたものが多くあります。併しながら海岸方面に於ては從來日常の蔬菜が悉く本莊から買つて居つたものが最近の不況の爲めに復び自然に畑作を爲すやうになり、表面には現はれませんが、約二十町歩位の畑が最近開墾されて居ります。又村では鴻端の後の保安林を桑園又は果樹園にする爲めに解除を申請して居りますから、將來相當面積が増加することと思ひます。

而して畑作に對する村民の傾向は餘程變化を來たして居りますて、現在は甘藷の栽培が非常に盛んになり、昨年の如きは五十一萬本の多きに上り、又西瓜、甜瓜及び果樹等を植付けるものが漸次多くなりつゝあります。その畑の利用状況を申し上げれば左の通りであります。

作付の種類	大	中	小	豆
馬 鈴 薩 薩				
其 他 蔬 菜				
計	二四町三反步	四町二反步	七町七反步	一町八反步
	四四町五反步	八二町五反步	七九九九回	一三六五九回
			六二一四	一一二四
			二五〇二四	二四二五四

減殆ど言ふに足らないのであります。牛馬も最近は飼養頭數を次ぎに本村の家畜は主として馬と牛とであつて、兎、山羊、豚等は產駒の數も著しく減少しましたので、村としては大に獎じ、產駒の數も著しく減少しましたので、村としては大に獎じ、

のであります。設けて之が整理改善に力を注ぐ等只管斯業の發達を計つて居る

と次ぎの通りであります。放牧地及び採草地のことは山林の項で申し上げた通りであります。

勵を加へ昨年からは種付料の補助を新設し又採草地放牧地等を記録にありますする牛馬の飼養頭數及び糞拂の表を掲げて見る

のであります。記録にありますする牛馬の飼養頭數及び糞拂の表を掲げて見る

年次	明治									
	四五	四四	四三	四二	四五	二四	二三	三四	四	五八
馬ノ歳以上頭數ノ										糞拂頭數
三四四										
五五七九六三九八七六八四	同	同	不詳							
四五六四〇〇三〇六五〇〇二七六六〇〇三〇八五〇〇	四五六四〇〇	三〇六五〇〇	二七六六〇〇							
一〇三										
三二二五四二四〇二八一八九三〇不詳	三二	二五	四二	四〇	二八	一八	九三	一〇三		
五五四〇〇五五六〇〇三九六〇〇八二二〇〇九三六〇〇六〇〇	五五四〇〇	五五六〇〇	三九六〇〇	八二二〇〇	九三六〇〇	六〇〇				

大正	六五四三二五一二一二一〇九八七六五四三二	二四一	二六一	二六一	二七六	二七六	二八二	二九四	二六五	三〇二	三四八	三二二	三三三	三六三	三八二	三五一	
四三	三二四〇三九五一三九三八四〇五六四七四二五六四三四九五一六一六八四八四三	二、二〇七、〇〇〇	二、二二三、〇〇〇	二、三七一、〇〇〇	二、一七六、〇〇〇	二、二一九、〇〇〇	二、九〇四、〇〇〇	二、九〇三〇、〇〇〇	二、六二二、〇〇〇	八、六七〇、〇〇〇	八、四六五、〇〇〇	九、九〇四、〇〇〇	八、五四三、〇〇〇	六、九二一、〇〇〇	五、四一六、〇〇〇	四、八八四、〇〇〇	三、四一七、〇〇〇
一八	一八一九〇二〇二七二三二三二九二六三〇三四四〇三八六二六九八二	同	同	同	不詳	七二六、〇〇〇	八一五、〇〇〇	八五九、〇〇〇	八七三、〇〇〇	五八〇、〇〇〇	五三六、〇〇〇	五三八、〇〇〇	五七六、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	五八〇、〇〇〇	五二八、〇〇〇	
一四	一六一七一七一七一六一三九〇一八一九六八〇一六七六七二	同	同	同	不詳	一二八〇〇〇	一二八〇〇〇	三二〇〇〇〇	一六〇〇〇〇	一〇二〇〇〇	九三六〇〇〇	八二二〇〇〇	七九六〇〇〇	六〇〇〇〇	五五四〇〇〇	五五〇〇〇〇	

是れに由つて見ますと、糞拂頭數の最も多いのは、產駒では四十一年の九十八頭でありまして、次ぎは二十三年の八十四頭、四十三年の七十九頭、之に次ぎ最も少いのは大正五年の三十二頭であります。價額の點は、最高は大正九年の一萬二千九百四圓で、大正七年から昭和二年までは大體七千圓から九千圓を上下して居ります。最も少いのは大正二年の二千二百七圓で、昭和六年の二千六百三十五圓も少い方であります。犢は、四十一年の千三百四十圓が最大で、最近では頭數も十六、七頭を上下して略々固定して居る有様であります。

養蠶は、鴻保貞次郎が初めて村に奨励したものと思ひますが、從來隨分講習を開いたりして奨励を加へましたけれども思ふ様に行きませんでした。明治四十三年には、飼育戸數僅かに七戸、掃立量五十匁内外に過ぎませんでしたが、その後漸次飼育戸數も殖

えるやうになり、大正七年からは季節の指導教師を設置して奨励を加へ、大正十二年には通年の技術員として鴻保修一を任用し、十四年には四千三百餘圓の產額を見るに至りました。昨年は養蠶實行組合を組織し、八反歩の稚蠶共同桑園を設置し、殊に鴻端部に於ては、二十二名協同して二町二反歩の壯蠶用の桑園を設置いたしましたから、將來見るべきものがあらうと信じます。その状況は次ぎの通りであります。

桑園	夏秋蠶		飼育戸數	春	
	根刈	中刈		一町四	三二
一町五	刈高	刈中	一町五	四〇	二八
三町	刈高	刈中	三町	一〇七	一七二
計	其他植栽計	計	八町九	五七四	四三六

養蠶及桑畑一覽 昭和六年現在

養鶏は古くから行はれましたけれども、從來個々に發達したも

のでありまして、村として統制をとつた事は御座いませんでした
が、昨年からは産業組合に於て鶏卵の共同販賣を行ひました爲め
に、農家の副業として組織的に經營するものが生ずるやうになりました。
現在の状況は左の通りであります。

五二

成 鳥	一 覧	鶏 卵 共 同 販 売					
		昭 和 年	六 年	七 年			
飼育戸数	一 日 平 均	取 扱 個 數	價 額	取 扱 個 數	價 額	取 扱 個 數	價 額
一五五	一八〇	九二八	四四九	六、〇五四	一二九	一六、六六一	二七四
備考	昭和六年ハ九月ヨリ十二月迄昭和七年ハ一月ヨリ七月十日迄ノ數ナリ						

蘭草工品、就中輸出米の俵装蕷並に蘭草工品の出戸蕷は、一時非常に盛んで、明治四十四、五年頃は、俵装蕷に於いて二十萬枚、蘭草蕷に於いて八千枚も出し、是等の賣上代が二萬圓にも達したことがありました。が、汽車の開通と共に各地に農業倉庫が普及されてから、各その地元で製造されるやうなつた爲めに、俵装蕷は現在では僅に村の需用を充たすに過ぎない状況となり、蘭草蕷も亦最近の

不況の爲めに賣れ行きが非常に悪くなつたので、之を副業——寧ろ本業として居るところの海岸部では非常に困つて居るのあります。

この原料の、蕷は本村ばかりでなく附近の町村から買ひ集めをなし、又蘭草は備後から取り寄せて居るのであります。大正十三年以來、産業組合に於いて取扱ひました數量を申し上げれば次ぎの通りであります。

表 製 建	買		取	
	數量(枚數)	價額	數量(枚數)	價額
同 大正十三年	九九、五二七	一〇、五七一・七六〇	九七、四五三	一〇、六七七・一三〇
昭和元年	一〇九、二九七	一〇、一〇一・八〇〇	九一、七三七	九、二三四・七〇〇
同 十四年	一〇六、〇九三	八、五二八・三一〇	一〇一、二四〇	九、一一三・二九〇
同 二年	九八、六二八	七、四二三・五九〇	一〇五、一一五	八、六六二・〇〇〇

以上の外に副業として將來有望なものは椎茸の栽培であります。昭和二年椎茸栽培組合を設けて奨励したのであります。特に昨年からは各部落に講話會を開いて奨励し、本年は山林會より技術員の派遣を乞ひて播種したのであります。その成績は左の通りであります。

播種年度	昭和二年	六年	五年	四年	三年	二年	一年
	同	同	同	同	同	同	同
八九、一三四							
八七、七四九							
一一、〇九二							
五、九八九・五〇〇							
五、三四九・七四〇							
四、七二〇・二四〇							
四一、一七六〇							
八〇、〇四〇							
一一四、八〇三							
三五、四五一							
二一、四〇一							
六、二九七・六〇〇							
七、二六九・八七〇							
二、六三二・六八〇							
一、一七四・二六〇							

計
七年
水産
一、五五〇
三、二二二

本村の海岸線は二里六町の長きに達して居りますが出入が少く且つ砂濱である爲めに魚族が乏く又出漁に不便であります。但需用地たる本莊町に近いこと丈けは非常に有利なのであります。最近漁船に發動機を据付け船體が段々大きくなつて來ます。しかしこれから迄の様に濱邊に引き上げることも出來なれば碇泊する所もなく結局進歩した漁法に依ることが出来ないので、地先の水面は他の發動機漁船に搔き廻されて居る状態であります。從つて明治三十六年には漁船百四十五艘、翌三十七年には百五十艘の持つて居つたのであります。漁獲物の如きも非常に一にも足らない僅に四十二艘となり、漁獲物の如きも非常に

出
稿

本村の出稼は、他と一寸趣を異にして、給金に依らず、當地に於て漁船を仕立て、食料を積み込み、乗組員は共同出資を爲して各々同一権利の下に漁場を借り入れて出稼をするのであります。

に減じたのは已むを得ないことであります。その状況は左の通りであります。

本斗郡本斗町が主なるものであります。小島村に行くのは六月下旬から十一月上旬迄で、柔魚釣りが主であります。これは明治三十四、五年頃に佐々木市五郎、木村米三、佐々木與次右衛門、佐々木三藏、佐藤喜久治、柳橋次郎、左衛門等の所有船が漁場を開拓したのであります。樺太及び利尻は鱈釣りが主で、十一月下旬より六月上旬迄で、これは日露戦争後海士剝の佐藤喜久治、佐々木與次右衛門の所有船が漁場を開拓したのが初めてであります。而して、大正三、四年から七、八年頃迄は漁獲高も多く、十萬圓を突破したこともあつたのですが、最近は甚だ振はないやうであります。さて、本年からは出稼労務者の保護組合を設けて大に便宜を興へて居ります。本年の出稼者及び出稼先は左記の通りであります。

出稼漁業者調

樺太廣地村	一三〇
樺太本斗町	七〇
北海道鷲泊村	三八
北海道小島村	二〇一
其 他	一六
計 延人員	四四五

次ぎに漁業組合であります。これは明治四十四年の創立で、組合員は二百三名を有し、一ヶ年の豫算は約三百圓で、組合長は最初今村基一、次ぎは今村亥子治、その次ぎに私がなつて居りますが、現在では漁業者に低利の漁業資金を貸與し、又漁業試験等をして居ります。基本金としては金九百七十三圓九十六錢、救恤資金として九十圓五十七錢を有し、漁業權は定置漁業權五件、特別漁業地曳網漁業權三件を所有し、猶目下地先専用漁業權を申請中であります。

製鹽業の起源は、はつきり判りませんが、かなり早くから行はれたもので、出戸、上高屋、中高屋等の濱通り一帯の地には、之に從事します。

た者が相當多かつたさうであります。文政頃、西目潟干拓事業が始まると共に、人手が不足になつた爲め自然中止されたものと思ひます。

その後、明治三十一年、渡邊林蔵、力吉、藤助等が中高屋に於て之を再興しましたが、四五年位で廢めてしまひました。

鹽を焚いた跡は、今も諸處に残つて居り、又「釜臺」の姓は、その業に従つた人々に撰び與へられたものだと云ふことがあります。

土木

明治十二年八月から十三年五月迄、酒田街道即ち現在國道十號線の改修があつたのであります。それ迄は舊藩時代秋田酒田間の交通は、海濱の渚を傳はつて往来し、舊藩主六郷公は參観交代の歸路は必ず之れに依られたもので、本莊の獵師町から海士剝の御

月、森の西手に出て、海士剝部落の西端から西目川を渡り、中高屋の東端を過ぎて上高屋との中間から西の濱邊に出て、出戸部落の下の庄に出て、赤坂道を通つて上高屋と中高屋の中間でこの道に合し、文政以後西目潟干拓後は所謂新道と稱し、宮崎から今の學校の後ろを過ぎて海士剝の西端に出たものであります。又平澤方、本村から、本面に行くには、西ノ澤を通りて濱邊に出たものであります。随つてこの酒田街道は、本村地内は二里十町であります。その後、改修後西目川には鴻端に西目橋を架け、平澤界には猿田橋をかけられましたから、非常に便宜になつたのであります。

これに對して、本村では一戸に付二人づゝの夫役を寄附して協賛したのであります。その後また修繕したことがありまして、左

道路修繕之際人夫千四拾二人献納候ニ付爲其賞木杯三ツ組御下賜候事
明治十七年十二月十二日

の賞状があります。

秋田縣羽後國由利郡沼田村

道西の改澤修街

西の澤街道は明治三十六年、郡道として改修計畫を樹てられました。が、之れは西の澤に於て国道より分岐し、大西目、田中、井岡、中澤を経て子吉村に到り、俵巻より矢島街道を宮内に到り、子吉川を越えて小友村、荒町を経、萬願寺に於て石澤街道に合するものであります。當時の郡會に於ては中々の問題で、私の父なども参加して居ります。これに賛成された人々の記念碑が、子吉村の宮内に建つて居ります。工事は村の請負で

年	年	年	年	年	年	年	年
三	三	三	三	三	三	三	三
十	十	十	十	十	十	十	十
六	七	八	九	九	十	十	十一
							計
							三千九百十五圓

千六百十三圓

四百五十二圓

二百三十五圓

六十二圓

八百九十二圓

六百六十一圓

三千九百十五圓

を郡費から支出されて居りますが、地元町村としては敷地の購入費及び夫役の特別負擔があつたのであります。

百六十九圓九十五錢一厘
七百四十三圓四十錢
九十六圓八十錢
計一千一百二十一圓十五錢一厘でありますから、合計約五千圓を要した譯であります。

夫役負擔
田地四反一畝九步購入費
烟地一反二畝十步同上
牛地四畝一步 同上

六三

而して明治四十一年九月、出戸西光寺に於て開通式を行つたのであります。

その後郡道が廢止になりまして、村道に移されました。が、破損が甚だしい爲めに、大正二年に西の澤附近を修繕いたしました。この工事費は六百四圓であります。

又、大正三年から四年、五年迄に、出戸、中澤間の道路を改修いたしまして、四千三百九十三圓をかけ、大正六年七月十四日、沼田圓通寺に於て開通式を舉げました。

大正七年には又西の澤街道の碁石長根を切り下げました。其工事費は六百九拾七圓を要して居ります。

又、大正八年から同九年同十年には、沼田の国道の分岐點から潟保に到る線路の改修を企てまして、三千八百五十五圓を要したのであります。

大正十年には、海士剝道路を開修致しまして、工事費一千八百四圓を要しました。

大正十一年には、海士剝線の敷地井岡分教場線の改修費、西目驛線の寄附やらで、土木費だけで一千七百十六圓を支出いたしました。大正十二年には、小橋を石造に改築いたしまして、千三百九十三圓を要し、其他臨時費で二千二百六十九圓を支出して居ります。大正十三年には、二千五百二十八圓、大正十五年には、千六百圓を路面修繕費に昭和二年には、災害復舊費、四千四百七十九圓、昭和五年圆昭和六年には、上高屋道路改修に一千八百圓を支出しました。而して昭和七年には、中高屋獺袋線を改修する豫定であります。これが爲め郡縣より受けた補助金は、左記の通りであります。

明治七年四月七日、西目東學校を鴻保宗老寺に同じく西學校を沼田圓通寺に設置いたしました。これが本村に於ける學校の始めてあります。

明治十年五月、東學校を沼田圓通寺に合併して出戸に分校を設置し、明治十三年九月、沼田金山に移轉して校舎を新築し、金山小學校と稱し、新たに井岡に分校を置き西目分校と稱しましたが、明治二十年には出戸並に西目の分校を廢しまして、同時に沼田小學校と改稱いたしました。明治二十七年五月、海士剝に分教室を設置し、明治三十一年十一月四日、沼田小學校校舎を新築いたしましたが、之れが先年迄あつた萱屋根の學校であります。三十二年には西

教
育

昭	大	年
計	正	年
六五和	十九八七五四三	度
二一		
年年年年年年年年年年		
補助額		
一一、一三五圓	二三〇	
四、四三七	一〇〇	
九九五	二、四〇五	
一〇〇	一五〇	
九三三	五三四	
二五六	五七七	
四一八	四一八	
一〇〇	一〇〇	
災西災海澗沼沼	出	西
士	出	
害澤害刺保田田石戶戶澤	修	
所	個	

目尋常小學校と改稱し、三十四年には海士剝の分教室を獨立して海士剝尋常小學校としたのであります。その年に校舎を新築しましたが、四十五年には又々分教場といたしました。本校は四十二年に校舎を新築して、四十四年四月一日からは高等科を設けたのであります。

この高等科を設けるに就いては、當時私は助役でありましたが、これを主張いたしました動機は、西目村から入營いたしました兵隊が、三十八年にたつた一人上等兵になつたきりで、四十二年まで一人も上等兵になつたものがなかつたのであります。これは西目の人達は天稟の能力を持つて居りながら教育を受くるの機會を與へられない爲めにその才能を十分に發揮することが出来ないのだと思つたからであります。が、今から考へて見ると誠に今昔の感に堪へないのであります。

學校の建築費に要しました金額は、明治十五年の金山小學校は協議費で建てたことであらうから判りませんが、明治三十年の沼田小學校は八百九十九圓、三十四年の海士剝小學校は五百九十二圓、四十二年の西目小學校は敷地共で六千五百三十五圓、その後校舎が狹くなつた爲めに、大正七年に分教場の建築費が五千七百九十九圓、大正十二年に假教室一棟を建てたのが千五百九十六圓、大正十三年に更に假教室を建てたのが三千四百五十圓で、遂に大正十四年から昭和二年迄の間に現在の校舎を建築いたしたのであります。ですが、その工費は十一萬七千五百七十四圓七十四錢を費したのであります。して見るとこれまで學校の爲めに費した建築費だけで累計十三萬六千四百四十五圓七十四錢といふ巨額に上るのであります。

現在の校舎は、敷地は一萬四千八百二坪五合で、工事費が十一萬

七千五百七十四圓七十四錢であります。この金をどうして調達したかといふと、五萬二千圓は簡易保険局より受け、九千圓は明治慈惠基金より、三萬二千八百圓は村基本財産を繰入れ、四千七百五十圓は縣の補助金を貰ひ、三千圓は産業組合より寄附を受け、一万六千二十四圓七十四錢は三年間に村税からと、學校増築基金とを支消したのであります。而して現在是等の借入金も漸次償還いたしまして、昭和九年度迄には全部償還し得ることになつて居ります。

大正十五年十月には、海士剝分教場を廢して名實共に一村一校とし、本村の教育は茲に全く面目一新し、現在の盛況を見るに至つたのであります。その特徴は左の通りであります。

一、一村一校なるが故に村内の統制上效果あること
二、學習園を設けたること

一、理想的なる運動場を敷地内に設けたること

一、男女控室を設けたるを以て兒童としては體操時間を適時に取り得、又村内の諸會合に便利なること

一、講堂を設けたること

一、浴室を設けたる事

一、トイレを設けたること

一、教員住宅を設備したる事

猶左に關係資料を掲げて御参考に供します。

教員住宅調

位	置	住宅名	建設年月日	建物坪數	縣費補助
西目字舞臺					
西目小學校	九二	第一教員住宅	大正七年十二月	一二、五	
西目字申ノ目	三〇五	校長住宅	大正八年五月	三五、六八	
西目字井岡	一四五	第二教員住宅	大正九年七月	一三、五〇	
		第三教員住宅	大正九年九月	一三、三九	

海士制字海士制下	四八	海士制教員住宅	大正九年九月	一二、七二
西目字中澤	四〇〇	第四教員住宅	大正十年十月	一三、八七
出戸字土花	八	第五教員住宅	大正十年八月	一三、八七
沼田字乙助瀬	三ノ六	第六教員住宅	大正十一年九月	一四、二五
出戸字中高屋	九	第七教員住宅	大正十一年十二月	一四、二五
出戸字里道	七	第八教員住宅	大正十二年十二月	一四、九〇
合計				七五〇

校長氏名

西目東小學校（明治十年五月西小學校ニ合併）

就任年月日

退職年月日

氏名

明治七年四月七日

明治八年八月

氏名

明治八年八月

明治十年二月

氏名

明治七年四月十日

明治九年八月十五日

氏名

明治十一年四月

明治十五年十一月

氏名

明治十七年九月二十二日

明治十五年十一月二十八日

氏名

明治二十年十月

明治二十二年十月

氏名

明治十三年九月一日

明治十五年十一月二十八日

氏名

明治二十三年九月一日

明治二十五年十一月二十八日

氏名

明治二十四年九月一日

明治二十六年十一月二十八日

氏名

明治二十五年九月一日

明治二十七年十一月二十八日

氏名

明治二十六年九月一日

明治二十九年十一月二十八日

氏名

明治二十七年九月一日

明治三十一年十一月二十八日

氏名

明治二十八年九月一日

明治三十二年十一月二十八日

氏名

明治二十九年九月一日

明治三十三年十一月二十八日

氏名

明治三十年九月一日

明治三十七年十一月二十八日

氏名

明治三十一年九月一日

明治三十九年十一月二十八日

氏名

明治三十二年九月一日

明治四十一年十一月二十八日

氏名

明治三十三年九月一日

明治四十三年十一月二十八日

氏名

明治三十四年九月一日

明治四十四年十一月二十八日

氏名

明治三十五年九月一日

明治四十五年十一月二十八日

氏名

明治三十八年三月三十一日	明治四十二年十一月十五日
大正七年九月三十日	大正七年九月三十日
大正十年十月三日	大正十年十月三日
大正十二年三月三十一日	大正十二年三月三十一日
大正十三年三月三十一日	大正十三年三月三十一日
就任年月日	(現職)

海士制小學校

(明治四十五年五月廢止)

年次	男兒	童	數計	就學步合	尋卒業	高卒業	備考
明治一八	八四	七	九二	一四	一四	一四	
明治三十四年五月	明治三十七年三月	明治三十七年五月	明治三十九年四月	明治四十五年五月	明治三十七年二月	明治三十七年五月	
明治三十七年五月	明治三十七年五月	明治三十九年四月	明治三十九年五月	明治三十九年五月	明治三十七年五月	明治三十七年五月	
明治三十九年四月	明治三十九年四月	明治三十九年五月	明治三十九年五月	明治三十九年五月	明治三十七年五月	明治三十七年五月	

西目村小學校兒童數及卒業者數調

四三三三三三三三三三三二二二	二二二
〇九八七六五四三二一〇九八七	五二〇
一一一〇一〇一〇一〇一〇一〇一六三一五二一三三一二二一三八	七五四四
八五三八七〇六六三二二二一三六	
九五八七〇二四二一〇一八九四四二五一四一四一四六四	
二〇三二二〇二二〇二二四二二七二〇七二〇一九六一五八一三六一五二〇一〇七九四八	
九五、六四九五、七二九四、九四八三、七〇七四、七五六六、五四八、四一、一	
五四四六五六三四二八三五一五二九二七二九一九六一四五七七	

三年卒業
四年卒業
簡易三年卒業
三年卒業
尋四卒業
同同

本校は大正八年二月四日(カ)の縣訓令第四號に據り、同九年創立されたのであります。其前身ともいふべき各部落の夜學會は、隨分古くから行はれたもので、出戸青年夜學會の如きは明治三十一年(カ)十月一日(ヒ)の創立に係り、當時三十八名の會員を有し、金津教圓が教師となり、西光寺を會場に充て、後ち高橋平作宅を借り受け、次いで

西目農業補習學校

七

四	四	四	四
四	三	二	一
一	四	六	一
四	三	五	六
一	五	三	九
五	二	四	七
二	九	六	一
九	八	、	六
八	、	六	七

五五 一七 三七 四二 四六 四二 四六 四二 四二 五五 八一 五五 六四 五九 六五 七一 八三 七四 八六 九六 八九

一五〇七七四三二五八〇八四九六

等四卒業ノ終リ	義務教育六年トナリ卒業者ナシ
等六年卒業	
海士剝尋常小學校合併	
二十年前ニ比べ 児童數 教員數	三、七倍

大正三年には獨立會場を建築したものであります。中澤青年夜學會も明治三十一年舊正月十七日岡田勝多郎等の主唱に基いて創立したのであります。會員十八名、同氏宅を以て會場に充てて來たのでありましたが、同四十四年には工費三百八十七圓三十五錢を投じて二十三坪六合九勺の會場を新築したのであります。

沼田、田高、鴻保、井岡、海士、剝等も早くは明治三十三、四年頃より夜學會を開き、土地の學校教員を教師としたことは概ねその規をして居りますが、たゞ鴻保は一寸他と趣を異にして、明治十六年頃に一種の私塾的に鴻保、徳乘、齊藤、辰五郎等に就いて漢學の素讀や俳諧作法等を習つて居つたやうであります。これも明治四十二年からは會場を新築して、他の部落と同じく學校教師を頼むやうになつたのであります。

本校は大正十三年から晝間教授制といたし、女子部には裁縫専修科を設けました。更に昭和二年には獨立校舎を新築いたしまして、同四年には男子部に農業専修科を設けました。創立以來校長は小學校長兼務であります。が、晝間教授になつてからの専任教員の氏名は左の通りであります。

就職年月日	退職年月日	摘要	職
大正十三年五月十日	昭和三年三月三十一日	農業科	裁縫科
大正十四年四月二十三日	昭和三年三月三十一日	教諭トナル	助教諭
昭和三年三月三十一日	昭和四年三月三十一日	佐藤茂藏	渡邊和賀
同三年四月一日	昭和四年三月三十一日	佐藤茂藏	佐藤茂藏
同四年三月三十一日	昭和四年三月三十一日	佐藤茂藏	佐藤茂藏

普通學科の教員は小學校教員に嘱託し、教練は在郷軍人を以て充て、主事は學校長として居るのであります。而して大正十五年十月二十二日には蒲地中佐の查閲を受け、昭和三年九月十日には中村大佐、昭和五年九月十五日には副島中佐の查閲を受けたのであります。

この設備の主なるものを擧ぐれば次ぎの通りであります。

一、南部式訓練銃	三十六挺
一、三八式歩兵銃	四挺
一、三十年式歩兵銃	五十ヶ
一、天幕	二十ヶ
一、飯盒水筒	五十ヶ
一、背囊	

西目青年訓練所

西目青年訓練所は、大正十五年七月一日に設置されまして補習學校の生徒中十六歳以上の者をこれに編入したのであります。

		昭和		大正											
		七	六	五	四	三	二	一	五	四	三	二	一	三	
男		六〇	六三	七〇	一一〇	六一	六二	六三	一二八	一五三	一四	一五	一三	一正	
女		一一〇	一一三	五八	八四	七一	七九	七五	七二	一一二	一二〇	一一一	一二〇	一正	
男		五九	六三	五九	九二	六一	六二	五二	一一二	一二〇	一一一	一二〇	一一一	一正	
女		九六	五九	九六	三八	四二	五七	五八	六四	五八	五八	五八	五八	一正	
男		一〇〇	九〇	九〇	八四	二九	一〇〇	〇〇	八五	九三	八五	九三	八五	九三	
女		九八	三三	九二	五二	二二	八四	六七	六四	四四	六七	七四	六七	七四	
男		九二	三一	九二	五二	二二	八四	六七	六四	四四	六七	七四	六七	七四	
女		二九	二七	一八	二二	一九	二五	三三	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	
男		三二	一五	一八	一九	一〇	一五	一七	一〇	一五	一七	一七	一七	一正	
女		九	一〇	八八	一八	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一正	
		科卒業者數		女子卒業専修											

青年訓練所生徒就學歩合及卒業者調

年 度	在籍數	就學者數	就學歩合				卒業者數
			大正十五年	昭和二年	三年	四年	
七年	一七八	一七四	一七九	一六八	一四八	一五五	一五
六年	九九	八五	七八	八〇	八六	八七	一八
五年	五五、六二	四五、八五	四三、五八	四七、六二	五六、一二	五八、一一	一六
四年	一四	一九	一四	一二	一六	一八	一八

社會教育

青年團

社會教育の主なるものとして男女青年團、圖書館に就いて申上
げることとし、他は後日の機會に譲ることに致します。

青年團は明治四十五年二月十八日各部落の青年會を統一して

西目青年團を組織し、七部落に支部を設け、本團は毎年二回常集會を開き、各支部には夜學會を開いて、修身、國語、算術、農業の諸科を教授して居つたのであります。その後幾多の變遷がございまして現在に及んで居りますが、總ての仕事は學校職員が中心となつてやつて來たのであります。主なる事業を掲げますと左の通りであります。

明治四十五年二月十八日創立總會を開き團長今村基一、副團長伊藤善七就任す。

各部落に支部を設置し夜學會を設け二十歳以下の團員を入學せしむ同年沼田支部は、補習教育普及方法宜しきを得たる廉を以て、由利郡長より表彰せらる。

大正二年渴保支部、大正三年西目青年團、大正四年井岡支部、大正五年中澤支部何れも表彰せらる。

大正四年九月八日、佐々木孝一郎團長に就任す。

同年、立太子記念事業として基本財産を設置す。

大正七年十月、須藤直次郎、大正十年十月、赤松敏範、大正十二年四月村上龜男、副團長となる。

大正十年十和田湖畔開催の幹部講習に佐々木孝尚、大正十一年清橋民治を派遣す。

大正十三年御慶事記念事業として杉苗三千本を植裁す。

同年五月二日團長に岡田武敏、副團長に米山重助就任す。

大正十四年、中堅青年講習會を開催し、爾後毎年連續開催す。

昭和貳年六月、西目小學校新築記念郷土展覽會を開催す。

昭和三年十一月十日、團是制定、團旗樹立式を行ふ。

昭和四年、佐藤茂藏、佐々木藤園を愛知縣碧海郡に於て開催の中堅青年講習會に派遣す。

同年秋田縣知事より左の表彰を受け、金五拾圓を授與せらる。

表彰狀

由利郡西目青年團

和衷協同克ク修養ニ昂メ施設亦宜シキヲ得其ノ成績優良ナリ仍テ金五拾圓ヲ授與シ茲ニ之ヲ表彰ス

昭和四年二月十一日

秋田縣知事正五位勳四等 錦沼巖

女子青年團

創立女會の

團女子青年改稱年

大正六年二十五歳以下の女子を以て西目村處女會を組織し、一月六日創立總會を開き、會長に伊藤善七、副會長に相内さだ就任専ら修養の機關として居りました。

大正八年五月須藤直次郎、大正十年十二月赤松敏範、十三年四月米山重助各當時の校長が會長となりました。

昭和二年四月女子青年團と改稱いたしました。

昭和三年十二月八日、阿部キミ團長となりました。

事務所を小學校内に置き、各部落に支部を設け、現在會員百三十名を有して居ります。

目的と事業

青年女子として精美を發揚し、將來立派な家庭を作り得るしつかりした母となる修養をなすこと。

- 1、團員は親切第一に——日常生活中に、集會、旅行等の時は特に
- 2、身體に注意し、——運動會、遠足、衛生、講習會等
- 3、德操を進め——講話會、協議研究會、修養發表會
- 4、勤儉力行——勞働好愛會、貯金勵行
- 5、智德增進——講演會、講習會、巡回文庫、團報發刊、補習學校就學出席獎勵
- 6、老人父母敬愛——善行者表彰、敬老會

7、趣味向上——花壇手入、蔬菜栽培、宅地利用研究、唱歌練習、生花練習
8、協同一致の心——共同作業、集會時間勵行

實行申合事項

- 一、毎朝時間を定めて起き髪を結ぶ事
- 二、毎朝神棚と佛壇をきれいに掃除すること
- 三、人によばれたらすぐはつきり返辭すること
- 四、人に滌顏を見せない様に注意すること
- 五、すべて物を跨がぬ事
- 六、履物は脱ぎ場所を定めて置き常に揃へてある事
- 七、食物は好き嫌ひの無い様に修養すること
- 八、寝るときは必ず着物を脱ぐこと
- 九、補習學校には缺席せぬこと

實行申合事項

- 一、諸會合には時間を勵行すること

二、常に服装は質素を旨とし諸会合には綿服に限ること

三、自給自足の下駄緒を使用すること

四、間食の習慣をつけぬこと

五、毎月貯金をなすこと(餘暇を利用して收入の途を講ずる事)

西目圖書館

明治四十四年六月二十五日私が五十餘冊の本を寄贈して西目文庫を創立したのであります。爾來年々村費から多少の経費を支出しして圖書を購入し、各部落に巡回文庫を設けなどして専ら讀書趣味を涵養することに努め來たつたのであります。大正六年由利郡長から文庫經營その宜しきを得成績見るべきものありとして表彰を受けました。

而して昭和三年八月二十二日には、公立圖書館たることを認可せらるゝと共に、金貳百圓の補助金を下附され、御即位記念事業として

して西目村立西目圖書館と改め、館長司書を置き、小學校内の一室を専用して内容を充實いたしました。

昭和五年からは、「西目村報」を發行いたして居ります。現在の藏書數は千三百三十一冊で、千五百三十三圓値であります。

兵事

明治五年に徵兵令が布かれ、本村からも徵兵として出たのあります。今、の兵營は昔は鎮臺と稱して仙臺に在り、青森に分營があつたのであります。本村から初めて近衛兵に徵された鷹島徳治などは、東京へ出るに石澤街道を横手に出で、平和街道を通つて仙臺に出て、仙臺から奥州街道を東京へ上つたものであります。それは明治二十一年で、今から四十五年前であります。

明治十年の西南戦役には、三浦末吉、森井仁平、齋藤利助の三名が

従軍いたしました。そのうち森井仁平は負傷して年金を貰つたとのことあります。

明治二十七年日清戦争の時には、本村から左の諸君が出征いたしまして夫れく論功行賞に預つたのであります。

勳八等白色桐葉章 金五拾圓 陸軍歩兵特務曹長 矢作友三郎

勳八等瑞寶章 金五拾圓 同 一等軍曹 三浦直吉

勳八等瑞寶章 金五拾圓 海軍一等水兵 鷹島徳治

勳八等瑞寶章 金五拾圓 步兵一等卒 工兵一等卒 鷹島喜惣兵衛

勳八等瑞寶章 金五拾圓 同 海軍一等水兵 鷹島菊松

勳八等瑞寶章 金五拾圓 步兵一等卒 佐々木鶴吉

勳八等瑞寶章 金五拾圓 陸軍歩兵上等兵 鷹島孫助

勳八等瑞寶章 金五拾圓 同 一等軍曹 三浦直吉

勳八等瑞寶章 金五拾圓 陸軍歩兵一等卒 正木安次郎

勳八等瑞寶章 金五拾圓 同 軍監重兵一等卒 同 軍監重兵一等卒

勳八等瑞寶章 金五拾圓 佐々木斧太郎 佐々木勇吉

勳八等瑞寶章 金五拾圓 佐々木斧太郎 佐々木久米吉

の際は沼田圓通寺に於いて村主催の歓迎祝賀會を開きました。明治三十三年北清事變に際しては、本村から左記二名が参加いたしました。

又村長逸見勝四郎は、戦役の功に依りて木杯壹個を賜はり、凱旋

陸軍看護手

佐々木勇吉

佐々木勇吉

佐々木勇吉

佐々木勇吉

佐々木勇吉

明治三十七八年日露戰役には、本村から八十七名出征いたしました。して、戰死三名、病歿二名、功七級金鵄勳章を貰つたものが四名、勳七等旭日章一名、同瑞寶章二名、勳八等旭日章二十九名、同瑞寶章二十一名單に一時賜金だけを受けたるもの十七名、特別賜金を受けたるもの五名で、その金額を示せば

勳章附隨賜金

四千六百三十四
七百十·五四

であります。出征しました人々の氏名は左の通りであります。

陸軍歩兵軍曹	勳七等	三浦直吉
陸軍歩兵上等兵	勳七等	鷹島徳治
陸軍歩兵上等兵	勳八等	佐々木久米吉
陸軍輜重兵上等兵	竹内政士	

同 同 同 陸 同 陸 同 同 陸 同 同 陸 同 同 陸 同 同
軍 軍 軍 軍 軍 軍 軍 軍 軍 軍 軍 軍 軍 軍 軍 軍
步 步 步 步 步 步 步 步 步 步 步 步 步 步 步
兵 兵 兵 兵 兵 兵 兵 兵 兵 兵 兵 兵 兵 兵 兵
二 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等
卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒
勳 勳 勳 勳 勳 勳 勳 勳 勳 勳 勳 勳 勳 勳
八 等 八 等 八 等 八 等 八 等 八 等 八 等 八 等
九五 渡邊文次郎 佐藤五郎兵衛助 門吉郎 岩太郎 平吉郎 吉助 吉郎 萬與 吉郎 與助 吉郎 之助 吉郎 民吉郎 之助 吉郎 連次郎

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐
清 浦 浦 浦 浦 浦 浦 浦 浦 浦 浦 浦 浦 浦
橋 房 房 房 房 房 房 房 房 房 房 房 房 房
喜 多 留 岩 萬 與 小 保 井 岩 圭 已 林 民 三
右 衛 門 吉 太 郎 平 吉 吉 助 吉 吉 藏 藏 郎 郎
阿齊須鈴田藤部 木芳太郎 麻次郎 政善治
九四 田藤部 木芳太郎 麻次郎 政善治

弘前豫備病院青森分院ニテ死亡

同 同 同 同 同 同 陸 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
軍 幣 重 輸 卒

三浦 藤 荣 吉 齊 加 藤 久 治
佐 藤 筆 松 佐 佐 藤 佐 佐
齊 藤 與 四 郎 石 塚 吉 五 郎 石 塚 吉 五 郎
佐 今 木 藤 次 郎 佐 今 木 藤 次 郎 佐 今 木 藤 次 郎
齊 藤 治 三 郎 佐 今 木 藤 次 郎 佐 今 木 藤 次 郎 佐 今 木 藤 次 郎
柳 橋 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐
鷹 島 政 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐
鷹 島 政 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐
金 釜 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐
倉 台 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐
萬 町 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐
太 勇 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐
吉 市 之 助 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐 佐
吉 長 松 治 吉 治 吉 治 吉 治 吉 治 吉 治 吉 治

同 同 同 同 陸 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
軍 軍 駕 兵 二 等 卒 勳 八 等

九六 齋三三佐池池三佐鈴鈴佐竹清嵯高橋秀太郎
藤浦藤田田浦木木々木内橋木民五郎
榮美圓善辨常音四方松吉
太代次善吉治吉三吉作二吉
郎磨郎松治吉吉

基上つたのであります。而して村長逸見勝四郎は勳七等、助役今村賜はりました。本村に於いては出征軍人救護會を組織し、家族の慰問救護と出征者の送迎等を致し、大に後援に努め、有志の寄附が三百十二圓に及ぶました。

明治三十九年五月二十七日濱山に於いて凱旋式を挙げて祝賀會を開き、大に出征軍人を慰勞歓待をしたのであります。

大正三年乃至九年戦役には左の諸君が從軍いたしまして勳章及賜金を行賞されました。

陸軍砲兵一等卒 勳七等 齊藤圭太郎

勳八等 佐藤小之助

海軍一等機関兵 勳八等 佐々木甚之助
海軍一等水兵 勳八等 佐々木喜代三
海軍三等兵曹 勳八等 佐々木末五郎
海軍一等機關兵 勳八等 伊庭金三
陸軍歩兵上等兵 勳八等 今野惣一郎
陸軍歩兵上等兵 勳八等 池田八百吉
陸軍歩兵上等兵 勳八等 石塚吉二郎
陸軍歩兵上等兵 勳八等 高橋金作

昭和六年九月後、滿洲事變の爲めに出征したる者は現在左の通りであります。

隊の者及び守備隊として派遣せられたる者は現在左の通りであります。

す。一月一日に明治四十年十一月三日、西目村在郷軍人會式を舉げたのであります。當時團長は今村亥子治で、翌四十二年一月二日私が團長となり、西目村分會と改稱し、現在に至つて居りますが副長は左の順序を経て居ります。

現分會を統制されましたので、その組織に基いて翌四十四年二月十

在郷軍人會

人會に帝國在郷軍人團を組織し、西目小學校、

四十一年十一月三日、西目村在郷軍人團長は今村亥子治で、翌四十二年一月二日私が團長となり、西目小學校、

三郎副團長は今村亥子治で、翌四十二年一月二日私が團長となり、西目小學校、

人會に帝國在郷軍人團長は今村亥子治で、翌四十二年一月二日私が團長となり、西目小學校、

現分會を統制されましたので、その組織に基いて翌四十四年二月十

て居ります。

海軍	陸軍	區分種別	
		豫備役	後備役
三	三二		
一	六三		
一	一二九		
一	三	將校	上級
一	七	士官	下級
三	二二四	兵	卒

尙昭和七年五月現在で以上の外在隊中のものが八名あります。

海軍	同	同	同	同	同	同	陸軍	歩兵	軍曹
工兵	二等兵	二等兵	二等兵	二等兵	二等兵	二等兵	佐々木喜助	佐々木増三	佐々木治
一等水兵	一等兵曹	一等兵曹	一等兵曹	一等兵曹	一等兵曹	一等兵曹	佐々木永一	佐々木永一	佐々木治
柳橋市五郎	佐々木金太郎	佐々木金太郎	佐々木金太郎	佐々木金太郎	佐々木金太郎	佐々木金太郎	佐々木喜助	佐々木喜助	佐々木喜助
今野政美	今野政美	今野政美	今野政美	今野政美	今野政美	今野政美	佐々木増三	佐々木増三	佐々木増三
藤田兼五郎	佐々木治	佐々木治	佐々木治	佐々木治	佐々木治	佐々木治	佐々木治	佐々木治	佐々木治
齊藤朝次郎	佐々木治	佐々木治	佐々木治	佐々木治	佐々木治	佐々木治	佐々木治	佐々木治	佐々木治

明治四十年十一月三日就任
大正五年十一月三日就任
大正八年七月八日就任現在
大正十二年三月増員就任現在

同少尉近藤閑禪
砲兵少尉岡田武敏

歩兵伍長今村亥子治
齊藤作四郎

尚ほ現在の会員數を擧ぐれば左の通りであります。

海軍	陸軍	區別人員
任官年月日		將校
大正九年三月二十九日		五
大正六年三月二十七日		九
大正九年三月三十日		下士
大正十三年三月三十一日		兵
		卒
		計
		一六九
		一二

又会員中下士以上の氏名は次ぎの通りであります。

階級	氏名
歩兵中尉	佐々木孝一郎
歩兵少尉	近藤閑禪
砲兵少尉	佐々木孝重
岡田武敏	

昭和三年三月三十一日	大正五年	明治三十八年十二月十二日	大正九年十二月一日	明治三十八年十二月八日	大正四年十月二十八日	大正十三年八月三十一日	大正十三年三月三十一日
砲兵少尉	歩兵曹長	歩兵軍曹	歩兵軍曹	歩兵軍曹	歩兵伍長	三等看護長	三等看護長
佐藤篤助	今野賛一郎	佐藤國三郎	佐藤伊一郎	佐藤幸一郎	佐藤清一郎	佐藤善吉	佐藤善吉
三等兵曹	三等兵曹	三等兵曹	三等兵曹	三等兵曹	三等兵曹	森井寅治	森井寅治
佐々木未五郎	佐々木伊一郎	佐々木金治	佐々木金治	佐々木金治	佐々木金治	佐々木金治	佐々木金治
砲兵人豫備後備	軍人豫備後備						
及び適任證書を附與せられたる者は次ぎの通りであります。							

大正十年七月二十一日 下士適任證附興 清橋民治
 大正十四年九月二十四日 步兵上等兵 柳橋金平
 昭和二年七月二十四日 輜重兵上等兵 加川久太郎
 昭和二年八月二十九日 騎兵上等兵 齋藤音吉
 昭和三年八月十八日 步兵上等兵 鷹島金四郎
 昭和二年八月二十九日 歩兵上等兵 高橋幸一郎
 昭和四年八月二日 騎兵上等兵 渡邊健次
 昭和四年八月八日 下士適任證附興 齋藤市之助
 昭和六年八月八日 步兵上等兵 加川久太郎
 本分會特殊の事業として施設したるものと舉ぐれば、明治四十
 二年一月に西目村の有志は從軍記念碑の建設を企て、會員一同より
 五十圓を寄贈し、又勞力一切を擧げてその舉を翼賛し、私は委員長としてこれが完成に盡瘁いたしました。初め記念碑は金山に建設したのでありましたが、昭和四年八月に昭和公園に移轉し、
 兩度にて工事費凡六百圓、人夫千二十一人を要しました。

又、大正七年一月本村出身の日露戦争戦死者中、墓碑の建つて居らない歩兵上等兵三浦英太郎、同齊藤浅吉、轜重輸卒佐藤三郎、兵衛三君の墓碑を建設いたしました。

大正七年には基本金の大募集をいたしまして、現在二千七十圓を有し、外に三十年式歩兵銃五挺、三八式四挺を所有して居ります。昭和七年には、勅諭下賜五十年記念事業として射撃場を設置する豫定であります。

本分會として賞詞を受けたるものは左の通りであります。
 大正八年帝國在郷軍人會長寺内正毅閣下より模範分會として
 劍術競技會に於て優勝旗を授與されました。
 尚ほ分會を代表して各種競技會に選士として出場せられたる
 表彰されました。

選士は左の通りであります。

一〇六

氏名	聯合分會出場回數	支部出場回數	聯合支部出場回數
齊齊加佐齊金齊高齊石齊岡加齊	一一一	一	一一一
藤藤木藤々藤賀藤藤津藤橋藤塚藤川藤	二二	一	一
市彌直吉善勘之一大兵一太太太	一一一	一	一
格善三政三竹之一太吉善勘之次兵一太太太	一一一	一	一
已作郎吉造太助郎郎次隨七助郎衛郎郎吉	一一一	一	一

大正十四年北行啓の砌り、十月十五日午後一時四分、西目驛を御通過遊ばされました。が、その際本村の在郷軍人三十四名が御警衛の任に當りました。

衛生

本村に於ける衛生状態は、遺憾ながら不良でありまして、歴史的に傳染病蔓延の状況が現はれて居り、之が爲めに村の財政にも非常に困難を與へ、自治の發達を阻害したことなどが大なるものであります。今その大體を申し上げると、明治十九年八月より十一月に亘つて出戸及び海士剝に「コレラ」病が發生し、猖獗を極めたのでありまして、患者十五名中十三名迄が死亡して居ります。當時防

死んだ者は濱邊で火葬に附したさうで、當時のことを見つけて居る老人などは今でも身震ひをして居るのであります。

明治二十六年一月には出戸に腸チブスが發生して患者十二名のうち四名の死亡者がありました。

明治三十六年に隔離病舎を建てました。其工事費二千八百十六圓五十三錢であります。

翌三十七年田高潟保に赤痢が發生しまして、公費を以て隔離病舎を開舍しましたが、経費は千八百圓を要しました。患者は二十八名あつて、内五名が死亡しました。

三十八年にも同じく六名の赤痢患者がありまして、二名死亡しましたが、開舍はしませんでした。

四十一年には井岡に又々腸チブス患者が二十一名發生しました。内二名死亡いたしました。村費開舍の爲めに七百四十六圓を

費しました。

四十三年には田高に赤痢が十九名、腸チブスが五名發生しまして、内三名死亡したのであります。村費開舍の爲め七百四十圓を

費しました。

四十三年には井岡、沼田に赤痢が發生しまして、六十二名の患者中死亡は四名であります。村費は千四百八十五圓を費しました。

四十四年には有名なる出戸赤痢の發生がありまして、村費三千三百六十七圓を費し、患者百四十九名の内十六名の死亡がありました。必要に迫られて火葬場を新設したのも駐在所に電話を架設したのも實に此年であります。その後時々腸チブス患者などが見えますけれども、幸ひ大した蔓延を見ずに済んで居ります。

本村の醫師は昔は出戸の菅原惠源、鴻保の村山玄仙、中澤の岡田玄瑛等がありました。岡田の家は代々醫者の家であります。が、その後村に常住の醫師は居らなかつたのであります。明治四十四年の赤痢の大惨害に懲りて、翌四十五年度の豫算に医を招聘することを提案いたしましたが、不幸にして容るゝ處とならず大正二年の一月十一日漸く村医を置くことの諸問案を可決し、由利郡長河野隆性の紹介に依つて長崎縣の江副龜一を招聘し、三月一日より年報酬三百六十圓を給して開業することにいたしましたのであります。而してこれが住宅として五百二十圓を村基本財産より支消して本莊町より古家を買ひ、沼田の今の處にてたのであります。大正六年の四月一日からは現在の村医鹿子澤陸義を招聘したのであります。

結論

以上西目村の歴史を調べまして私の最も感じますことは第一に西目村に生れたことの幸福であり、次ぎは先賢各位が郷土の爲めに盡力貢献せられたる事績に對する感謝の念であります。随つて我等は現在の西目村をしてより以上の發展をなさしめ、新文化を建設する事を子孫に對する義務であると信ずるのであります。依つて今後の我等の探るべき村治上の方針に就いて聊か卑見を述べて見たいと思ひます。

私は先賢各位の採られたる事については、毛頭不足を云ふのではないのでありますし、又言ふは易くして行ふ事は難く、當時の事情も判らず、彼れ是れ云ふ事は差控ゆべきでありますけれども、歴史の上から残念と思ひますことが三ツ程あるのであります。

第一は、貞享元禄の山争ひの前後處置であります。ピンガキヨ
り水落ちつたひ、クラカケ道に至り、マセ石千貫石を見通し、上坂の
上まで本村の境なりとの主張に對し、仁賀保では荒田盜人石境な
りと主張し、そこで公議では鰐ヶ澤下り口の峯と天拜の峯力マガ
淵大森見通しとして、所謂兩者の中間をとつて協定せられました。
その裁決は必ずしも不當とは言へませんが、實地検分に當つて所
謂「下り口の峯」なるものを鰐ヶ澤に近くに下げる事並に鮎川
の力マガ淵を「釜ヶ淵」と「鎌ヶ淵」と同音であり、二ツあることを
奇貨として、仁賀保に歩合のよき境をとられたのは、専ら中野の勇
右衛門と檢使たる服部專右衛門との働きに依ることといはれて
居りますが、これは甚だ遺憾のことであります。

第二は、明治二十二年町村制實施に當つて、海士剝村を西目村に
編入する場合に、少くとも子吉村から龍ヶ森、鴻端の田地、藤崎の入

會山等を割いて同時に西目村に編入しなければならぬことに氣
が付いて、その手續をとらなかつたことも誠に遺憾であります。
第三は、地租改正當時、官有地の調べが他町村に比較して少かつ
たといふことは、大に當時の先輩に敬意を表しなければなりません。
その後明治三十二年の法律國有林野下戻法に基いて本村に
緣故ある土地下戻の出願をなしたが、大森丈けが許可になりて他
は全部詮議洩れとなり、後ち荒田、柳澤、上幅、蛇場見を一舉に拂下げ
たのであります。之れは適當の處置と思ひますが、慾を言へば、最
初より海岸部に對しては下戻も拂下も出願せず、十分の努力を拂
はなかつたやうに思はれるのは、今になつて甚だ遺憾であります。
若しこれが出来て居つたならば、海岸通りの薪炭問題も、採草問題
も解決せられ、新道下濱山には、廣大なる開墾地を得られたことと
思ひます。併し幸ひ國有地であるから、將來は何んとかならない

ものでもないと思ひますから、此點に關してはお互不^{たがひ}不斷の努力を拂ふことが必要と思ひます。

次に現在の西目村にとつての重大問題は、年々増加する人口に對して如何なる産業を起し、如何に生活の方針を確立するかであります。

先きに述べました通り、人口は明治二十二年の町村制實施當時に於ては、二千三百三十七人でありましたものが、現在では四千五百九十六人即ち約二倍に達して居ります。この膨脹する人口を將來どの程度まで西目村に收容出来るかと云ふと問題であります。而して唯一の産業の基本たる土地は疆域が定まつて擴張が出來ないのでありますから問題はこれを如何に生産的に利用するかにあるのであります。幸ひに生産技術の進歩に依つて、田地に於ては、人口が殖えて從つて食料が増加したにも拘らず賣り米

は明治二十二年に比較し約三倍、價額に於ては約九倍に達して居りますし、山林も亦山の形を改める程の進歩をいたしましたが一方亦衰微した産業も尠くないのであります假令ば前に述べました沿海漁業の如き、或は家畜の如き、藁工品、蘭草工品、大小麥の如きはそれであります。それで生産總額は十七倍に過ぎないのであります。

然るに生活費は急激なる膨脹をなし、昨年大いに節約いたしましたが猶二十倍に上りました。就中租稅は驚くべき膨脹で、村稅は五十七倍、縣稅は九倍、國稅は二倍に達し平均しても十倍になるのであります。これには酒、煙草、織物、關稅等の間接稅は加らないのでありますから、これ等を加算したならば非常な負擔となるであります。

以上は昭和六年との比較でありますが、明治二十二年頃は漸く

收支の權衡がとれて居つたといたしますれば、昨今の生活の困難が想像されるのであります。しかも不況の程度は益々深刻になつて來てをりますので、現在では餘程の變化を來してをると思ひます。

最近の事實から云ひますと、五年前の昭和二年の所得に對して、昭和六年の村民所得は三割減であります。好況時代に貯蓄して居りました預金や貯金はどんどん拂戻を爲し、借金が急激に増加をなして居る有様であります。若しこのまゝで行きますならば、到底農村は立ち行かないことになります。此處に於てか新經濟策の確立に依つて生産を増加し、收入を増し、生活を改善して消費節約をなすことを考へなければならぬのであります。幸ひに昨昭和六年一ヶ年間に於て村民の眞面目なる努力に依つて相當の効果を挙げて居ります。收入増加の方面は未だ著しき效果を

齋らして居らないけれども併し非常に眞面目に進行して居ることだけは事實であり、これは成人講座の盛況を見ても分ります。消費節約に關しましては、略々豫定の效果を挙げ、村民一ヶ年の生活費を十六萬四千四百五十三圓と豫定し、その内から四萬六百八十八圓を節約する豫定であります。見ました處、三萬八千五百二十八圓の節約を見たのであります。而して私の直感的観測によりますと、農村をしてジリジリに衰微せしむる原因を成すものは第一は飲酒であり、第二は電燈料の支出であります。第三は汽車賃の支出であります。而して急速度に農村が對策を樹て、これを實行することは焦眉の急務と信じます。農村の經濟上に於ても、自治體の經營上にも、出來得ぬことは兎も角出來ることに就いては大に研究せねばなりません。四

千の人口を収容し、更に將來の膨脹に備へ、生活を安定し、文化を向上せしめんとせば、村民協力一致産業を根本的に建て直して收入の増加を計り、更に進んでは少くも百町歩位の耕地の擴張を斷行せねばなりません。生活の改善に就いては電燈の公營等を實行して、石油時代位の經費にて間に合ふ様にすることが急務であると考へるのです。

猶此のことにつ關しましては、嚮に「西目村新經濟政策」及「西目村生活改善實行方法」と題する二小冊子に於て卑見を述べて置きましたが、それは要するに道徳を基調としたる新經濟政策の確立であり、それの實行に外ならないのです。

最後に一言したいことは、私は、自治の大方針は、産業教育の併進依つて、村民訓練の目標として、私は常に左の三項を主張して居るのであります。即ち

- 一、道徳を基調すること
- 二、勞働を尊重すること
- 三、一村の融和を計ること

以上極めて雑駁ながら、我が西目村の過去及び現在に關する概略を述べ、更に將來に對する多少の暗示を與へ得たと思ひますが、不完全の點は他日又改訂する機會もあります。誤謬に就いて御示教を仰ぐことが出来ますならば、望外の幸ひであります。

及ぼして成人教育を爲し、道徳と經濟の調和に基く生活改善を計り度いと思ふのであります。

依つて、村民訓練の目標として、私は常に左の三項を主張して居るのであります。

一、道徳を基調すること

二、勞働を尊重すること

三、一村の融和を計ること

以上極めて雑駁ながら、我が西目村の過去及び現在に關する概略を述べ、更に將來に對する多少の暗示を與へ得たと思ひますが、不完全の點は他日又改訂する機會もあります。誤謬に就いて御示教を仰ぐことが出来ますならば、望外の幸ひであります。

前篇補遺

一一〇

現如上人御休憩の趾

海士剝海岸一帯の地は、夏から秋へかけて一面に月見草が咲き乱れて居ります。土地の人々は、多年見馴れて居るから、左程にも思はないやうであります。が、彼處を通りかかる旅人は、いづれも眼を見張つて贊歎の聲を放つのであります。

お月森の下、その咲き亂れた月見草の原に、小さな丘があつて、其處に柵を繞らした自然石があり、時折り香華の手向けてあるのを見るのは何とも言へぬ風情であります。これが現如上人御休憩の趾であります。

明治三年六月東本願寺の新門主現如上人が、畏くも勅命を奉

じて北海道布教開拓の途に就かれました際、途中秋田縣に入られ

ました。が、當時佐竹藩では、事情あつて城下に入ることを許さなかつたので、已むなく本莊町の古雪港から折柄碇泊中であつた加賀の商船に便乗せられ、海路津輕に渡られることとなりました。それは六月十二日のことであります。

これより先き、同月五日、上人が酒田から本莊に赴かれる途中、海士剝を通過せられ、彼處に少憩されて、親しく村人に御會釋を賜つたさうであります。丘の側には、清水が湧いて居つたといふことです。

上人時に御齢十九歳、白一文字の法笠を戴き、小豆色の法衣に木蘭色のお袈裟を召され、數十條の絲の如く束ねた紐を御頸から胸部へ懸けて垂れ、純白の御下衣に白足袋、白緒の草履といふお扮裝で、供奉の方々は、家老職の下間部卿法眼宇野三右衛門、松野逝水外二十九名、いづれも陣笠を戴き、紋羽織を着けて居つたさうであります。

ますから、今日から回想しましても、宛然一幅の畫圖を見るのがあるではありますか。

その際、上人には、寄り集うた村人に對して、有り難き法の道を説かれた後ち、左の國風一首を詠まれたといふことがあります。

信ぜずばとてものことにそしるべし

よごれぬものは洗はれもせず
御優しい中にも、凜とした御風格が偲ばれて、村人が今尚ほお慕ひ申すのも故あることと思はれます。

獅子舞

獅子舞は餘程古くから行はれたもののやうであります。が言傳へに據れば、天明の頃、齋藤小右衛門、岡田金十郎兩家の主人が直根村百宅から傳授を受けたものだといふことで、今日では中澤部落

に主として行はれて居ります。
獅子舞は神樂の一種であることは申す迄もありませんが、同時に又所謂民衆娛樂でもあつて、祭典の時、拜殿で舞ひを上げ、それが濟んでから、娛樂的な舞ひになるのであります。

舞の順序は、大體次ぎのやうであります。(一)神前舞(二)爺舞(三)三番叟(四)幸番樂(五)鶴舞(六)武士舞(七)道戯舞などで、近年は流行唄などを取入れて、改良と言へば改良だが、昔の型は段々崩れて行くやうであります。

獅子舞の囃しは、太鼓、笛、鉦などで、仲々賑やかなものであります。
又その囃歌は澤山ありますが、左に二三を記します。

獅子の子は生れ落つると頭ふる頭の神生れ落つると、生れ落つると、やア！
迷ひ来て此の家お庭にふり込めば、黄金のつるが足にからまる、足にからまる、やア！
春は花夏はたちばな秋は菊、今さく花ゆりの花山、ゆりの花山、やア！

編後に

「西目村の話」前後兩篇三部を公にする趣旨に就いては、前篇の卷頭に述べて置いたから茲には繰返さぬ。

後篇(二部)の内容たる明治維新後は、人文の發達に伴ひ、諸般の事項が複雑多端になつて居るから、煩瑣を避ける爲めに、大體之を行政、「産業」、「教育」の三大部門に分ち、更に之を各數項に分類して記述の簡明に力めた。内容の性質上、前篇の如く興味多き筆を進めるることは出来なかつたが、能ふ限り自由に、互に膝を交へて語る心持ち丈けは失はなかつたつもりである。後篇を更に分冊したのも、一つは頁數が多い爲めに、讀者をして一見倦厭の情を懷かしむることを虞れたからである。

前後兩篇相俟つて、我等の郷土西目村に關する知識と愛郷心と

を深からしめ、先人の遺績に對する感謝の念に發足して、將來の郷土發展に努力する奮發心を誘起することが出来るならば、著者の満足之に過ぎない。

尙ほ前篇上梓後、自ら新たに資料を發見したものもあり、他から懇篤なる示教を賜つたものもある。更に又過分なる褒辭をも辱うした。これは著者にとつて、洵に愉快でもあり、且つ感激に禁へないことである。

元來著者が淺學不敏を顧みずして、敢て此舉に出でたのは、「乞ふより始めよ」の微意に外ならない。斯くて江湖博識の高教に依り、「西目村誌」の完成を他日に期することが出来るならば、啻に著者一人の本懐至幸のみではないと思ふ。

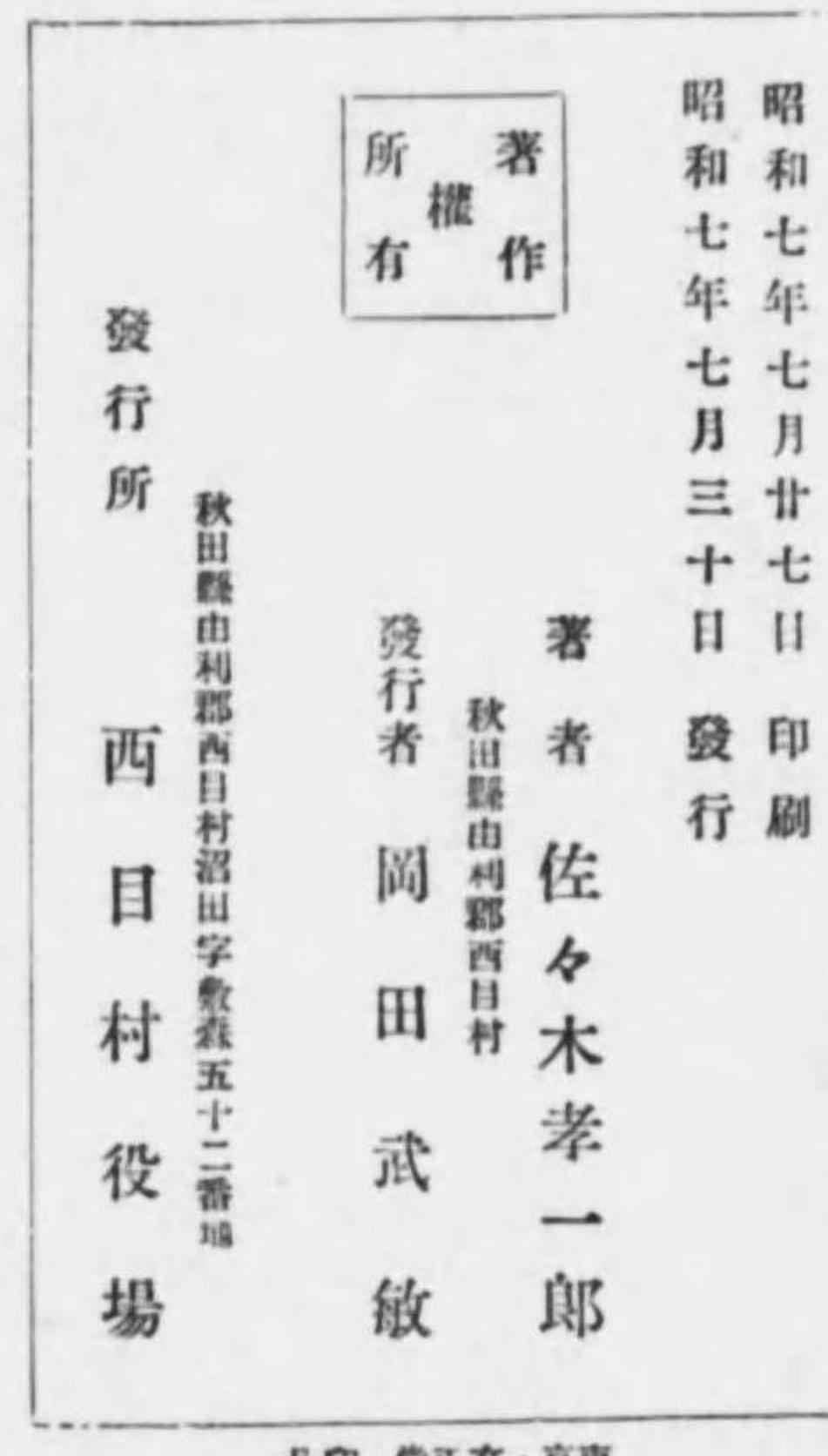
昭和七年七月

著者識

西目村の話後篇(完)

正誤

前篇第九十四頁、後から二行目、本願寺十二世教和とあるのは教如の誤り、又同第九十七頁前から五行目西光寺出火の際とあるのは類焼の際の誤り、同第百頁前から六行目「家で賣れば五文もんだんよ」とあるは「五文の蟹かにコよ」の各誤りでありますから、茲に訂正して置きます。



終

